

(第一類 第十一號)

第五十五回國會議院建設委員會

議錄第六号

昭和四十二年五月十日(水曜日)

五月九日

農業

同組合

四

出席委員 午前十時三十八分開議

下水道整備緊急措置法案(内閣提出第一〇七号)  
同月十日

理事	木村	武雄君
理事	砂原	格君
理事	岡本	正示啓次郎君
理事	丹羽喬四郎君	
理事	廣瀬	隆一君
理事	正雄君	

## 第六一(号)

出席國務大臣	伊藤宗一郎君	池田清志君
小川新一郎君	森山大野君	吉川高橋君
福岡義登君	井上渡辺君	久衛君英吉君
工藤良平君	鈴司君	早稻田柳右衛門君
井上普方君	君	阿部昭吾君
井上良平君	君	勝澤芳雄君
北側	佐野渡辺君	憲治君
義一君	惣蔵君	

下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出第六二号）  
下水道法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇六号）  
下水道整備緊急措置法案（内閣提出第一〇七号）  
建設行政の基本施策に関する件

林野庁長官 若林 正武君  
建設政務次官 潟谷 直藏君  
建設省計画局長 志村 清一君  
建設省都市局長 竹内 藤男君  
建設省道路局長 義輪健二郎君  
建設省住宅局長 三橋 信一君

○森下委員長 これより会議を開きます。  
住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題  
とし、審査を進めます。

參 考 人	今 村 宣夫君
（農林中央金庫）理事長	元清君
片 柳 真吉君	熊本政晴君
院 長 建設省國土地理	安 舟
專 門 員	局 金融課課長

質疑の通告がありますので、これを許します。

○森下委員長 これより会議を開きます。  
住宅融資保険法の一部を改正する法律案を議題  
とし、審査を進めます。

○ 稲吉委員 農林省側の希望が非常にあったんだということとござりますので、しかばお尋ねしたいと思ひます。が、農林省にお尋ねしたいと思ひますのは、金融課長が見えておられるようであります。が、これを利用する者は、これは全般でありますか、それとも農林関係においては、まず農林中金の場合には、これに關係する特定の人人が利用するということになりますか。その点いかがでござりますか。

○今村説明員 農村におきます住宅の建設あるいは農業関係の住宅の建設につきましては、単協、信連、中金とも系統金融機関として從来努力してまいつたわけでございますが、また今後もそういう面につき努力をいたすべきものと考えておる次

○稻富委員 業務ということになりますと、農林中金は第十三条において業務を規定いたしておりました。これに対する余裕金ができる場合はさらに融資をするという十五条の規定がありますが、このどの条項によってこの業務を行なうことになりますか。

○今村説明員 第十三条の所属団体に対する貸し付けというふうな規定になるかと思います。

○稻富委員 第十三条の何項ですか。

○今村説明員 十三条の一號の「所属団体ニ対シ担保ヲシ定期償還貸付ヲ為スコト」二号の、所属団体に貸し付けをするという、その規定に該当するわけであります。

定期償還貸付ヲ為スコト」二号の、所屬団体に貸し付けをするという、その規定に該当するわけであります。

○稻富委員 大休農林中金の融資というものは、御承知のとおり、この所属団体というものは農業

二五四

林中金の金は融資するというのがそのたてます  
者がこれによって利益を享受するということでお  
じやないかと思う。それで私先刻農業関係の特  
定の人に利用させるかと言つたら、そうでもないよ  
うでございますが、この点農林中金の性格そのも  
のからの解釈はどういうようにお考えになつてお  
るのでありますか。

○今村説明員 農林中金の所属団体の範囲は、農  
業協同組合はもとよりございますが、そのほか  
土地改良区でござりますとかあるいは森林組合で  
ござりますとかあるいは漁業協同組合でございま  
すとか、相当幅広く範囲が定められてございま  
す。そこで所属団体に対する貸し付けということと  
で、宿舎の貸し付けを行なうという場合の一例を  
申し上げますと、たとえば厚生農業協同組合連合  
会というのがござりますが、これは農業協同組合  
法に基づいて設立された联合会でございますが、  
病院を持ちましていま事業をいたしております。  
これは当然に農林中金の所属団体でござりますの  
で、そういう厚生連が病院をつくり、そして宿  
舍をつくり、社宅をつくるということにつきまし  
ての融資は、これは農林中金の本来力をいたすべ  
き分野の融資でござりますので、そういうふうな  
宿舎、住宅の建設に対する融資、あるいは漁業協  
同組合等が船員の宿舎をつくりますが、それもま  
た農協、漁協は所属団体でございますので、農林  
中金からの融資が行なわれておる、そういう融資  
につきましての保険ということを考えておるわけ  
でござります。

○稻富委員 それじゃ私冒頭に質問いたしました  
ように、これは農林中金に属する所属団体とい  
う、特定の人に対する融資だ、この点は私冒頭お  
尋ねしたわけなんでございますが、そういうよう  
に解釈して差しつかえないのですか。

○今村説明員 農林中金に対する貸し付けの業務  
は所属団体に対する貸し付けでございますが、同  
時に最近農業生産法人というのが出来まつてお  
りますが、そういう農業を行ないます法人等に対  
しても業務として貸し付けができるということに

○稻富委員 それをお聞きますのは、農林中金の融資というのが最近問題になつて、なかなかございませんな融資が行なわれるということが問題になつてゐる。いま課長が言わされましたように、第十五条によります余裕金の運用という問題において融資が行なわれる。余裕金の問題の第十五条の五号に「食糧管圏其ノ他農林水産業ニ関スル事業ヲ當ム法人ニ対シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ」という問題がある。この問題が、いつでも主務大臣の認可をする場合に、その問題に対する認可じゃなくして、総括認可等をやらるために、一括認可等をやられるために貸し付けがずさんになつてきたという結果があらわれているのが非常に多いと思うのであります。が、この点はいかように農林省はお認めになりますか。

○今村説明員 農林中金の余裕金の運用として、関連産業に融資いたします場合には二つの形式がございます。一つはいま先生からお話をございました、十五条の規定に基づく融資でございます。これは短期資金を融通をいたしております。短期資金は御存じのとおり企業の状態に基づき迅速的確に融資をなすべき必要性がございまして、これを一つ一つ認可にかけまして認可を行ないますことは、融資の迅速性という問題、同時に事務的にこれを処理するということになりますと、たとえば短期資金につきまして四十一年度末の状態を見ますと、企業数として千八百ぐらいいございます。それから融資残高として四千四百億ぐらいござります。これを一件認可で処理をするとということはとても事実上できかたい問題でございますので、私たちの取り扱いといったしましては年二回に分けてワクを示しまして、その範囲の中において農林中金が金融機関としての的確な判断のもとに融資をしていただくという取り扱いにいたしております。が、十五の二のほうの規定によります関連産業の融資につきましては、現在一件

○稻富委員 そうすると、いまの御答弁によりますと、十五条の五によります「主務大臣ノ認可ヲ受ケ短期貸付」というものは、そのつど認可を受けているのですか。一括認可によつて、主務大臣の認可を受けられているのですか。

○今村説明員 十五条の短期資金につきましては、農林大臣、大蔵大臣がワクを認可いたしておりまして、したがいましてその範囲内において農林中金が融資をすると、いわゆる扱いでございますので、一件ごとの認可はいたしておりません。

○稻富委員 そこに非常に問題があるのじやございませんか。従来農林中金の貸し付けは、あるいは放漫な貸し付けがあるとか、担保に満たない貸し付けがあるということではしばしば問題が起つております。現在でも、昨日の予算委員会におきましてもこれが問題になつておるようでございますが、こういうような貸し付けに問題があるといふことは、その点の貸し付けが一括認可を受けおいて相当貸し付けをやるというような問題に対する、こういうような問題があるからつい結論的に、ずさんな結果になつたというようなことがあるのではないか。こういう点は件別に、しかも金額にしましてはそのつどやはり調査をして認可をするというような方向でやらなければ、ただいま申しましたような轍を踏むということになるのじやないかと思うのですが、この点いかがでございますか。

○今村説明員 お話を御趣旨はよくわかるのでございますが、御存じのとおり三十六年に農中法を改正いたしまして、従来政府の出資がございましたものも現在は政府出資というのもございませんし、それから役員の任免等につきましても自主的に総代会で選ばれてくるという形になりますが、現在御存じのとおり農林中金は民間金融機

関としての性格を有しております。したがいまして、先ほど申し上げましたように融資の的確性と迅速性ということを考えますと、これを一件一件認可にかけるということは融資の実態にも即しませんし、また農林中金の三十六年以降の性格から見ましても必ずしもいかがかと思うのであります。農林中金といたしましても新しい執行体制のもとにおきまして、共和製糖以後、片柳理事長以下一丸となりまして融資の的確性、体制の整備ということをはかつてまいりておるわけでござりますので、私たちは一件認可にすることによってこれを的確に行なうということよりも、中金の自主性を尊重しつつ、その執行体制の整備のもとに的確な融資が行なわることを期待いたしております。

りません。しかしその自主性を尊重しながら、やはり監督の手をゆるめてはいけないと私は思う。これは監督官庁としての当然の責任であると思う。こういう点から私は、何かそこにこの貸し付けに対する認可の形においても従来と変わった方法をとるべきではないか、こういう点から私はただいま言ったようなことを提案しているわけなんですが。ただこれは、従来から認可に対しても一括認可をやってきたのだ、しかし今度は理事者もかわるだろうから自主性を尊重して従来のとおりやつていくのだ、こういうような、現在の執行部を非常に信頼される意味はわかるけれども、やはりこういうようなときであるから、何かこれに対しても一つの方法をとることが必要じゃないか、こういうことをわれわれは深く考えるわけです。これらに対しても、ひとつ監督者としての立場からの御意見を承りたいと思うのです。

金を預かりまして、それをできるだけ有利にかつ的確に運営すべき責務を有しておると思うわけでございます。そういう意味合いでございまして、行政庁といたしましてもその監督については十分留意をすべきところであり、從来からも私たちとしましては至らぬながらも努力をしてまいったわけでございますが、今後とも関連産業の融資その他農林中金の融資につきまして十分指導をしてまいりたいと考えております。農林中金の融資につきましては、從来から銀行検査等を通じましてその的確性を検査ないし調査を行ない、不的確なものにつきましては改善を指示する等の措置を講じてまいりましたわけでございます。ただしかし、昨日の予算委員会において倉石農林大臣からも御答弁申し上げましたように、民間機関としての農林中金に対する監督の範囲ということを考えますと、やはりその自主性を尊重しつつ融資の的確性を期していくというのが方向ではないかと考えられるわけでございます。農林中金の特に関連産業の融資の的確性につきましては、これを確保する必要といたることは痛感をいたしております。したがいまし

○今村説明員 御質問の御趣旨は私たちといだし  
せんけれども、この問題においてたまたま問題が  
起こっているわけです。それだからこの十五条の  
五の規定によります運営というものに対しても、  
従来のあり方とは相當に考えた融資というものを  
考えなければいけない。ただ、特に理事者がか  
わったから自主性を尊重してやっていくんだ、こうい  
ういう野放しではたしていいのかどうか、こうい  
うことを見督する立場あるいは指導する立場とし  
ては十分農林省としても考えなければいけない問  
題じゃないかと私は思う。この点を私は強く言つ  
ているわけなんです。今まで十分これに対しても  
は銀行監査ということをやつてきたんだ、やつて  
きたけれどもこういう問題が起こったという事実  
があるんだから、しかもいま申しましたように、  
余裕金が生じた場合とこれを利用していろいろ  
と乱用されている十五条の五号、ここに問題があ  
るわけですから、この五号の運営に当たる主務大  
臣の認可の場合に対してもよほど考え方を変えては  
いけないのではないかということを私は主張してま  
いました。どうですか。

農業及び機械本に係られた預りの金をかかってくるわけでございまして、農中といたしましても、從来から低利融資制度を設ける等いたしまして、本來の業務であります所属団体に対する貸し付けにつきましては非常に努力をいたしてまいったわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような単協、信連の段階で大体自まかないできるという情勢になりますと、本来の所属団体に対する貸し付けといふのはどうしても比率としては少なくなる。金額としては伸びてまいりますけれども、全体の資金量に占める率としては少なくなるわけであります。それが第一点と、もう一つは、御存じのとおり系統金融につきましては最近コストの合理化等鋭意努力をいたしてはおりますけれども、なお資金コストは高うございます。ところが農業に使われるべき金はやはり長期低利ということが要請されるわけでありまして、そこにコストと農家の長期低利という要望との関係に非常に微妙な問題をはらんでおるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、どうしても農中金の金の相当部分は関連産業に融資される、あるいは有価証券を取得するということで、その金の運

○今村説明員 御趣旨のとおりでござります。御  
趣旨に即しまして私たちとしても指導監督をつと  
めたいといたします。

○森下委員長 理事会の協議によりまして、ただいま建設大臣が御出席になりましたから、直ちに、本日付託になりました土地収用法の一部を改正する法律案及び土地収用法の一部を改正する法律施行法案、去る一日付託になりました下水道法の一部を改正する法律案、昨日付託になりました下水道整備緊急措置法案、右四案を一括して提案理由の説明を聴取いたしました。西村建設大臣。

## 土地収用法の一部を改正する法律案

## 土地収用法の一部を改正する法律案

て、先生の御趣旨のような点も含めましていろいろ私のほうとしても検討はいたしてまいりたい、かように考えておる次第でござります。

○稻富委員 徒来は農林中金に対して銀行監査等もやつてきたとおっしゃるけれども、そういうような中に、あるいは共和製糖の問題その他いろいろあるのですがございますが、ずさんな問題が生じてきている。それで農林中金のたてまえというものは、まず基本的に考えなくてはいけないことは、これは零細な農村の金なんだ、農村に還元して農民の生産に使うことが第一のたてまえでなければいけない。したがって、この融資といふものは十三条に掲げられているような所属団体に融資をする。こういうようなな十三条の業務規定になりますことが第一番ではないか。ところがこれに對して、余裕金が生じた場合といふ十五条の規定があるので、余裕金の問題からこの十五条の五の

ましても十分わかるわけでございまして、そういう御趣旨の検討も今後続けていきたいと考えますが、ただ一点御理解いただきたい点がござります。これは決して責任を回避するという意味で申し上げるわけではないので、この点御理解をいただきたいと思いますが、農林中金法が制定されたのは一農林中金が設立されましたのは約四十五年ほど前でございまして、そのときは資金量も非常に少なく、またその構成員であります単協の資金量も非常に少なかったという現状でございまして、ところが、その後農業所得の向上その他によりまして、単協が大体自分のところで資金を自まかないができるという状態になつたわけでございまして、農林中金にあがってきます金は単協や信連では大体信連、単協の段階でまかなつていけると、農林中金にあがってきます金は単協や信連で

用だけを見ますと、はなはだ本来の業務を怠つておるではないかといふ御批判をいたくわけであります。現実はそういう実態の上に現在の農林中金の業務が行なわれておるということをひとつ御理解いただきまして、私たちとしても十分農林中金の業務の的確性につきましては今後とも指導してまいりたいと存じます。何とぞよろしく御了承願いたいと思います。

○稻谷委員 時間がありませんので結論だけ申します。農林中金の運営については、またいずれこの建設委員会ではなく別の機会にいろいろ質問されることにいたしまして、今回の範囲の拡張に対する農林中金の貸し付けに對してはいろいろ問題がある体に限定された融資がされる、それで、こうすると農林関係のものがこれによって融資の対象にならざるということが一点、さらに從来これに対する農林中金の貸し付けに對してはいろいろ問題があるのです、たゞ前者の立場からこれが融資に対する苦難





場合を除くの外、申請に係る土地が所在する市町村の長並びに添附書類に記載されている土地所有者及び関係人に裁決の申請があつた旨の通知をしなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、通知に係る土地について裁決の申請があつた旨を二週間公告しなければならない。

3 第四十二条第三項、第四項及び第六項の規定は、前項の規定による公告について準用する。この場合において、同条第四項中「書類を受け取つた」とあるのは、「通知を受けた」と読み替えるものとする。

(裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の嘱託)

第四十五条の二 収用委員会は、第四十四条第一項の規定により添附書類の一部を省略して裁決の申請があつたときは、前条第二項に規定する公告期間を経過した後、これを省略しないで裁決の申請があつたときは、第四十二条第二項に規定する総覽期間を経過した後、遅滞なく、建設省令で定めるところにより裁決手続の開始を決定してその旨を公告し、かつ、申請に係る土地を管轄する登記所に、その土地及びその土地に関する権利について、収用又は使用の裁決手続の開始の登記（以下単に「裁決手続開始の登記」という。）を嘱託しなければならない。

(裁決手続開始の登記の効果)

第四十五条の三 裁決手続開始の登記があつた後において、当該登記に係る権利を承継し、当該登記に係る権利について仮登記若しくは買戻しの特約の登記をし、又は当該登記に係る権利について差押え、仮差押えの執行若しくは仮処分の執行をした者は、当該承継、仮登記上の権利若しくは買戻権又は当該処分を起業者に対抗することができる。ただし、相続人その他の一般承継人及び当該裁決手続開始の登記前に登記された買戻権の行使又は当該裁決手続開始の登記前にされた差押え若しくは仮差押えの執行に係る国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七

号）による滞納処分（その例による滞納処分を含むものとし、以下単に「滞納処分」という。）、強制執行若しくは競売法（明治三十一年法律第十五号）による競売により権利を取得した者の当

該権利の承継については、この限りでない。裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行がされていて、この限りでない。

2 裁決手続開始の登記前においては、土地が収用され、又は使用されることに因る損失の補償を請求する権利については、差押え、仮差押えの執行がされていて、この限りでない。裁決手続開始の登記後においても、その登記前に差押え又は仮差押えの執行がされているもの（質権、抵当権その他の権利で、当該差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払に係る滞納処分、強制執行又は競売法による競売によつて消滅すべきものを含む。）に対する

競売によつて消滅すべきものとすべきものとされる。

3 第四十六条第一項中「第四十四条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「前条」を「第四十三条又は第八十七条ただし書」に改め、同条の次に次の二節及び節名を加える。

第三節 换算金の支払請求  
(補償金の支払請求)

第四十六条の二 土地所有者又は土地に関する権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた後は、第四十八条第一項の規定による裁決前であつても、起業者に対し、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金（第七十六条第三項の規定によるもの）の支払を請求することができる。第三十九条第二項ただし書及び第三項の規定は、この場合に準用する。

2 前項の規定による補償金の支払の請求は、第

三十九条第二項の規定による請求とあわせてしなければならない。ただし、既に、起業者が同一の規定による補償金の支払の請求がされた」と、「その目的物の収用又は使用に因つて」

の申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が同条第二項の規定による請求をしているときは、この限りでない。

3 裁決手続開始の登記前から差押え又は仮差押えの執行がされている権利（当該差押え又は仮差押えの執行前に同項の規定による補償金の支払の請求がされた権利について、差押え又は仮差押えの執行後に裁決手続開始の登記がされたときは、同項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。）

4 第一項の規定による支払期限前に権利取得裁決の裁決書の正本が起業者に送達されたときは、第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求は、その効力を失う。

第五節 裁決

第四十七条中「起業者の」を「収用又は使用の裁決の」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(収用又は使用の裁決)

第四十七条の二 収用委員会は、前条の規定について申請を却下する場合を除くの外、収用又は使用の裁決をしなければならない。

2 収用又は使用の裁決は、権利取得裁決及び明渡裁決とする。

3 明渡裁決は、起業者、土地所有者又は関係人の申立てをまつてするものとする。

4 明渡裁決は、権利取得裁決とあわせて、又は権利取得裁決のあつた後に行なう。ただし、明渡裁決のため必要な審理を権利取得裁決前に行なうことを妨げない。

第五節 裁決の申立て等

第四十七条の三 起業者は、明渡裁決の申立てをしようとするとき、又は土地所有者若しくは関係人から明渡裁決の申立てがあつたときは、建設省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を収用委員会に提出しなければならない。

1 市町村別に次に掲げる事項を記載した書類

イ 土地の所在、地番及び地目

ロ 土地にある物件の種類及び数量（物件が分割されることになる場合においては、その全部の物件の数量を含む。）

ニ 第四十四条第一項第二号ホに掲げるものを



次のただし書きを加える。

ただし、第七十六条第一項及び第八十一条第一項の規定による請求は、第四十三条の総覽期間においても、その請求に係る意見書を収用委員会に提出することによってすることができる。

第八十八条中「第七十二条から第七十五条まで」を「第七十二条、第七十四条、第七十五条に、「及び第八十条」を「第八十条及び第八十二条の二」に改める。

第八十九条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第二十八条の三第一項」に改める。

第六章第一節中第九十条の次に次の三条を加える。

(補償請求者に関する特例)

第九十条の二 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた土地又は土地に関する所有権以外の権利については、第七十一条中「権利取得裁決の時」とあるのは、「第四十六条の四第一項の規定による支払期限」とする。

(差額及び加算金の裁決)

第九十条の三 第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならない。起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額は、収用委員会は、権利取得裁決において次の各号に掲げる事項について裁決しなければならない。

一 起業者が土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金として既に支払つた額を、その支払時期に応じて第七十二条に規定する政令で定める方法により算定した修正率によつて第四十六条の四第一項の規定による支払期限における価額に修正した額。

二 前条の規定により読み替えられた第七十二条の規定によつて算定した補償金の額と前号の額とに過不足があるときは、起業者が支払

うべき補償金の残額及びその権利者又は起業者が返還を受けることができる額及びその債

務者

三 支払を遅滞した補償金に対する加算金。

2 前項第三号に掲げる加算金の額は、第四十六条の四第一項の規定による支払を遅滞した金額について、その支払を遅滞した期間(裁決の時までに支払われなかつた金額については、裁決の時までの期間)につき、次の各号に定めると

ころにより算定した額とする。

一 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割以上である期間 百円につき一日五銭

二 遅滞額が前条の規定による補償金の額の二割未満一割以上である期間 百円につき一日三銭

三 遅滞額が前条の規定による補償金の額の一割未満である期間 百円につき一日一銭七厘(過怠金の裁決)

第九十条の四 起業者が第三十九条第二項の規定による請求を受けた日から二週間以内に収用又は使用の裁決の申請をしなかつた場合において、起業者が、権利取得裁決において、起業者が、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を有する関係人に対し、それらの者が受けるべき補償金百円につき一日五銭の割合により裁決の申請を怠つた期間について算定した過怠金を支払うべき旨の裁決をしなければならない。

第九十二条第一項中「第三十三条の規定による土地細目の公告」を「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」に改め、「第二十九条」の下に「若しくは第三十四条の六」を加える。

第九十四条第六項中「及び第六十七条」を削り、「第四十八条第一項各号」の下に「又は前条第一項各号」を加え、「第四十八条第一項の規定による収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第四十三条第一項」に、「第六十六条第一項」を「第六十六条第一項及び第二項中「裁決及

び決定」とあるのは「裁決」と、同条第二項及び第三項中「裁決書及び決定書」とあるのは「裁決書」とを削る。

第九十五条の見出し中「補償」を「権利取得裁決に係る補償」に改め、同条第一項中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」に、「第四十八条第一項の規定による権利取得裁決」を「権利取得裁決に改め、「補償金」の下に「加算金及び過怠金(以下「補償金等」という。)」を加え、「第八十五条第二項の規定に基く物件の移転の代行」を削り、同条第二項中「収用又は使用の時期」を「権利取得の時期」に、「補償金等」を「補償金額」を「補償金等の額」に改め、同条第三項中「補償金」を「補償金等」に、「補償金」を「補償金等の額」に改め、同条第四項中「収用金等」を「補償金等」に改め、同項に後段として次の

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価が払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

2 前項の規定により配当手続を実施すべき機関が払渡しを受けた金銭は、配当に關しては、強制執行による売却代金、競売法による競落代価が払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

に「差押えに係る権利」という。)について権利取扱いに係る権利又は明渡裁決があつたとき(明渡裁決にあつては、第七十八条又は第七十九条の規定による請求があつた場合に限る。)は、起業者は、前条の規定にかかるらず、権利取得の時期又は実施すべき機関に払い渡さなければならない。

ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競売法による競売による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

ただし、強制競売に係る競落許可決定が確定した後又は競賣法による競賣による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

ただし、強制競賣に係る競落許可決定が確定した後又は競賣法による競賣による競落代価の支払若しくは滞納処分による売却代金の支払があつた後においては、この限りでない。

べき機関に払い渡したときは、補償金等の支払を命ずる判決に基づく給付をしたものとみなす。

第一項又は前二項の規定による補償金等の裁判所への払渡し及びその払渡しがあった場合における強制執行又は競売法による競売に関する規定は、最高裁判所規則で民事訴訟法及び競売法の特例その他必要な事項を、その補償金等の裁判所以外の配当手続を実施すべき機関への払渡し及びその払渡しがあつた場合における滞納処分に関しては、政令で国税徴収法の特例その他必要な事項を定めることができる。(明渡裁決に係る補償の払渡し又は供託等)

第九十七条 起業者は、明渡裁決で定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行又は第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成をしなければならない。

第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条第四項中「第四十八条第五項」とあるのは「第四十九条第一項に付する第四十八条第五項」と、「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条八条第五項」とあるのは「第四十九条第一項に付する第八十三条第二項の規定に基づく耕地の造成」である。この規定は、前項の場合に準用する。

第一百条中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁判において定められた権利取得の時期」と、「第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金」を「権利取得裁決に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替えるものとする。

第一百条中「収用又は使用の時期」を「権利取得裁判において定められた権利取得の時期」と、「第四十八条第一項の規定による裁決に係る補償金」を「権利取得裁決に係る第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供」を削り、「第四十八条第一項の規定による収用委員会の裁決は、その効力を失う」と「権利取得裁決は、その効力を失う」と「権利取得裁決が取り消されたものとみなす」に改め、同条に次の二項を加える。

2 起業者が、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、明渡裁決に係る補償金の払渡し若しくは供託、第八十五条第二項の規定に基づく物件の移転の代行の提供、第八十六条第二項の規定に基づく宅地の造成の提供又は第八十四条第三項において準用する第八十三条第四項

の規定に基づく金銭若しくは有価証券の供託をしていないときは、明渡裁決は、その効力を失う。

この場合において、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から四年を経過していないときは、その期間経過前に限り、なお明渡裁決の申立てをすることができるものとし、その期間を経過しているときは、裁決手続開始の決定及び権利取得裁決は、取り消されたものとみなす。

第一百一条第一項中「又は物件」を削り、「起業者は、収用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期において、起業者は」に、「その他の権利は、消滅する」を「その他の権利並びに当該土地又は当該土地に関する所有権において、同条第二項中「権利取得の時期」とあるのは「明渡しの期限」と、同条八条第五項」とあるのは「第四十九条第一項に付する第八十三条第二項の規定に基づく耕地の造成」とあるのは「明渡裁決に係る第八十四条第二項の規定に基づく工事の代行」と読み替えるものとする。

第一百条の二 前条第一項の規定により起業者が土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)は、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

第一百二条明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

第一百三条の次に次の二条を加える。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転の代行及び代執行)

第一百二条の二 前条の場合において次の各号の一に該当するときは、市町村長は、起業者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

一 土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を引渡すべき者がその責めに帰することができない理由に因りその義務を履行することができないとき。

二 起業者が過失がなくて土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者を確知することができないとき。

三 第一百条本文の規定は、第七十八条又は第七十九条の規定によつて物件を収用する場合に準用する。この場合において、同項中「権利取得裁決に係る第八十三条第二項中「使用の時期において」を「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは、「明渡裁決において定められた権利取得の時期において、起業者が返還を受ける額に係る債務名義」

失つた権利に基づき当該土地を占有している者及びその承継人は、明渡裁決において定められる明渡しの期限までは、從前の用法に従い、その占有を継続することができる。ただし、第二十八条の三及び第八十九条の規定の適用を妨げない。

第一百二条を次のように改める。

(土地若しくは物件の引渡し又は物件の移転)

第一百二条明渡裁決があつたときは、当該土地又は当該土地にある物件を占有している者は、明渡裁決において定められた明渡しの期限までに、起業者に土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転しなければならない。

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受け取るべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わって受け取ることができる。

4 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払った場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払った金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補償金を支払つたものとみなす。

5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二条の規定にかかるらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第一百三条中「収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「収用し、又は使用すべき土地又は」を「収用し、若しくは使用すべき土地又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(起業者が返還を受ける額に係る債務名義)

第一百四条の二 第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁決中第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第一百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「明渡裁決において定められた明渡しの期限」と読み替えるものとする。

第一百条の次に次の二条を加える。

(占有の継続)

第一百条の二 前条第一項の規定により起業者が土地の所有権を取得した際、同項の規定によりべき移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

3 前項前段の場合において、都道府県知事は、義務者及び起業者にあらかじめ通知した上で、当該代執行に要した費用に充てるため、その費用の額の範囲内で、義務者が起業者から受け取るべき明渡裁決に係る補償金を義務者に代わって受け取ることができる。

4 起業者が前項の規定に基づき補償金の全部又は一部を都道府県知事に支払つた場合においては、この法律の適用については、起業者が都道府県知事に支払つた金額の限度において、起業者が土地所有者又は関係人に明渡裁決に係る補償金を支払つたものとみなす。

5 第二項後段の場合においては、物件の移転に要した費用は、行政代執行法第二条の規定にかかるらず、起業者から徴収するものとし、起業者がその費用を支払つたときは、起業者は、移転の代行による補償をしたものとみなす。

第一百三条中「収用又は使用の裁決」を「権利取得裁決又は明渡裁決」に、「収用し、又は使用すべき土地又は」を「収用し、若しくは使用すべき土地又は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(起業者が返還を受ける額に係る債務名義)

第一百四条の二 第九十四条第十項から第十二項までの規定は、権利取得裁決中第九十条の三第一項第二号に掲げる起業者が返還を受けることができる額に関する部分について、第一百三十三条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。この場合において、第九十四条第十項中「第八項の規定によつてされた裁決」とあるのは、「第九十条の三第一項第二号の規定によつて起業者が返還を受けることができる額についてされた裁決」と読み替えるものとする。

第一百条の二第一項を改める。

第一百六条第一項中「収用の時期から十五年以内」



手続を開始する旨を申し立てようとするときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立書に、新法第二十六条第一項及び第三十三条の規定によつて告示された事項の記載に代えて、旧法第二十六条第一項の規定によつて告示された事項及び土地収用法の一部を改正する法律施行法第四条の規定により収用又は使用の手続が保留された旨を記載しなければならない。

第六条 旧事業認定による取用等に関しては、新法第二十八条の三第一項中「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示」とあるのは、「当該都道府県の区域内の起業地についてはじめて第三十四条の二の規定による手続開始の告示」とする。

第七条 第五条の場合において、同条の申立てが

当該起業地（起業地が二以上の都道府県の区域にわたるときは、各都道府県の区域内の起業地）についてはじめてするものであるときは、新法第三十四条の二第一項の規定による申立て書には、収用又は使用の別を明らかにした当該都道府県の区域内の起業地をも記載し、かつ、その起業地を表示する図面を添附しなければならない。新法第十八条第四項の規定は、この場合における土地の表示について適用する。

2 都道府県知事は、前項に規定する申立てがあつた場合において、新法第三十四条の三の規定による手続開始の告示をするときは、あわせて、当該都道府県の区域内の起業地及びその起業地について新法第二十八条の二の規定の適用がある旨を告示しなければならない。

3 都道府県知事は、新法第三十四条の四第一項の規定により市町村長に図面を送付する際、第一項の図面をあわせて送付するものとする。

4 第一項の図面が前項の規定により市町村長に送付されたときは、その図面は、市町村長が新法第二十六条の二第二項の規定により公衆の縦覧に供すべき図面とみなす。

第八条 改正法の施行前にされた事業の認定の申請に対し、改正法の施行の際まだこれに関する

処分がされていないときは、その事業の認定の手続については、なお従前の例による。

2 前四条の規定は、前項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をした場合に準用する。

3 第一項の規定により従前の例によつて事業の認定の告示をするときは、あわせて事業の認定の告示をする。

第九条 第二条から前条までの規定は、土地収用法第五条に掲げる権利若しくは同法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、若しくは使用する場合又は同法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合に準用する。

第十一条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。（不動産登記法の一部改正）

第十二条 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の一部を次のように改定する。

第一百七条第一項中「消滅」の下に「又ハ失効シ」と、「既登記ノ権利」の下に「差押、仮差押及ビ仮処分」を、「其消滅」の下に「又ハ失効」を加え、同条第二項中「表示シタル権利」の下に「差押、仮差押及ビ仮処分」を加え、同条に次の一項を加える。

前条第一項ノ登記ヲ為ストキハ登記官ハ職權ヲ以テ裁決手続開始ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス（不動産登記法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の規定により旧法の例によつて収用の裁決があつたときは、前条の規定による改正後の不動産登記法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（都市計画法の一部改正）

第十三条 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

（都市計画事業ニ付テハ政令ノ定ムル所ニ依リ主

務大臣之ヲ告示シ行政庁ヲシテ関係図書ヲ縦覽ニ供セシムベシ

第十九条中「第三条」を「第三条第一項」に、「事業ノ認定ト看做ス」を「事業ノ認定ト看做シ」に替へ、第三条第二項ノ規定ニ依ル都市計画事業ノ告示ヲ以テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示ト看做ス」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第二十九条及第三十四条の六ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法第八

条第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第一項、第四十六条の二第一項、第七十一条（之ヲ準用シハ其ノ例ニ依ル場合ヲ含ム）及第八十九条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同法第二十九条第一項ノ規定ニ依リ事業ノ認定ガ効力ヲ失フベキ事由ニ該

当スル事由アルトキハ前条ノ規定ニ拘ラズ其ノ事由ノ生ジタル時ニ於テ同法第二十六条第一項ノ規定ニ依ル事業ノ認定ノ告示アリタルモノト看做ス

権利取得裁決アリタル後都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ヲ経過スルモ明渡裁決ノ申立てナキトキハ既ニ為サレタル裁決手続開始ノ決

定及権利取得裁決ハ取消サレタルモノト看做ス

第二十五条を削り、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を削り、第二十二条を第二十

四条とし、第二十一条を第二十三条とし、第二

十条の次に次の二条を加える。

第二十一条 第十六条又ハ第十七条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ニ付テハ土地収用法第三十一

条ノ規定ニ依ル収用又ハ使用ノ手続ノ保留ハ主務大臣之ヲ為ス但シ同法第三十四条ノ規定ニ依ル手続開始ノ申立て都市計画事業ヲ執行スル者之ヲ為スコトヲ要ス

主務大臣前項ノ規定ニ依リ収用又ハ使用ノ手続ヲ保留セムトスルトキハ土地収用法第三十

三条ノ例ニ依リ第三条第二項ノ規定ニ依ル告

示ノ際手続ノ保留ノ告示ヲ為スコトヲ要ス

第二十二条 前各条ニ定ムルモノノ外第十八条第一項ノ規定ニ依ル土地収用法ノ規定ノ適用ニ付テハ左ノ各号ニ定ムル所ニ依ル

一 土地収用法第三十四条及第百条第二項後段ニ定ムル期間ノ終期ハ都市計画事業ヲ執行スベキ最終年度ノ終了ノ時トス

二 土地収用法第三十四条の四第二項中「第

二十六条の二第二項の図面」トアルハ之ヲ都市計画法第三条第二項の図書中都市計画

事業に係る図面」トス

三 土地収用法第八十九条第三項中「許可を受けたとき」トアルハ之ヲ「許可を受けたとき、その他政令で定める場合」トス

四 土地収用法第九十二条第一項中「第二十

九条若しくは第三十四条の六の規定によつて事業の認定が失効し「トアルハ之ヲ「第三

十九条第一項の規定による収用若しくは使用的裁決の申請の期限を超過し」トス

（都市計画法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による都市計画法の一部改正に伴う経過措置については、この法律に定める土地収用法の一部改正に伴う経過措置の例によつて。この場合において、第三条ただし書中「旧法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつた日から三年」とあるのは「都市計画事業を執行すべき最終年度」とし、第八条第一項中「事業の認定の申請」とあるのは「都市計画審議会への付議」と、「処分」とあるのは「議決」とする。

（測量法の一部改正）

第十五条 测量法（昭和二十四年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

（測量法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条 この法律の施行前に測量法第百八十八号の第三項を削る。

第十九条第三項を削る。

三項の規定による都道府県知事の公示があつたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鉱業法の一部改正)

第十七条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第五項に次の一号を加える。

四 使用し、又は収用しようとする土地を表

示する図面の縦覧場所

第六条に次の二項を加える。

6 通商産業局長は、第一項の許可をしたとき

は、直ちに、関係都道府県知事を経由して、  
使用し、又は収用しようとする土地が所在す  
る市町村の長にその旨を通知するとともに、  
その土地を表示する図面を送付しなければな  
らない。

第六条の次に次の二項を加える。

(使用又は収用の手続の保留)

第六条の一 鉱業権者又は租鉱権者は、使用  
し、又は収用しようとする土地の全部又は一  
部について、前条第一項の許可後の使用又は  
収用の手続を保留することができる。

2 鉱業権者又は租鉱権者は、前項の規定によ  
つて使用又は収用の手続を保留しようとする  
ときは、省令で定める手続に従い、前条第一  
項の規定による申請と同時に、その旨を記載  
した申立書を提出しなければならない。

3 通商産業局長は、前項の規定による申立て  
があつたときは、前条第五項又は第六項の規  
定による公告又は通知の際、あわせて同条第  
一項の許可後の使用又は収用の手続が保留さ  
れる旨及び手續が保留される土地の区域を公  
告し、又は通知しなければならない。

第六条第二項中「前条」を「第六条」に改  
め、「があつたもの」の下に「とみなし、第六  
条第六項の規定による通知は同法第二十六条の  
二第一項の規定による通知と、第六条第六項  
の規定により市町村長が送付を受けた図面は同  
法第二十六条の二第二項の規定により公衆の総  
覽に供すべき図面と、前条第三項の規定による  
公告は同法第三十三条の規定による告示」と加  
え、同条第三項中「前条」を「第六条」に改め

る。

(鉱業法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 この法律の施行前に鉱業法第六条第  
一項の規定による許可の申請があつたときは、  
前条の規定による改正後の同法及び新法の規定  
にかかるらず、なお従前の例による。

(採石法の一部改正)

第十九条 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一  
号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項に次の二項を加える。

(採石法の一部改正)

第六条に次の二項を加える。

(採石法の一部改正)

第三十六条に次の二項を加える。

(採石法の一部改正)

第六条に次の二項を加える。

(採石法の一部改正)

第六項の規定により市町村長が送付を受けた圖  
面は同法第二十六条の二第二項の規定により公  
衆の総覽に供すべき図面と、前条第三項の規定  
による公告は同法第三十三条の規定による告  
示」を加え、同条第三項中「前条」を「第二十  
六条」に改める。

に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に關  
する特別措置法(昭和二十七年法律第百四十号)  
の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「及び使用し、又は収用すべ  
き土地等を」、使用し、又は収用すべき土地等  
の所在並びに次項の規定による土地等の調書及  
び図面の縦覧場所に改め、同条第二項中「公告  
するとともに」を「公告し、かつ」に、「通知しな  
ければならない」を「通知するとともに」、政令で  
定めるところにより、当該土地等の調書及び圖  
面を、土地等の使用若しくは収用の認定が効力  
を失う日又はすべての土地等について必要な權  
利を取得する日まで公衆の総覽に供しなければ  
ならない」に改める。

第九条第二項中「第八十一条第二項及び第三  
項」を「第四十六條の三、第八十一條第二項及び  
第三項並びに第八十七条ただし書」に改め、「第  
二号」及び、「事業」とあるのは「建物の使用」  
と「」を削る。

第十条 刪除

第十四条第一項中「第七条第二項の規定に  
よる公告及び通知」を「土地取用法第三十三条の  
規定による土地細目の公告及び通知」とを削  
り、「第三章、第三十一條から第三十三條まで」  
を「第十六條から第二十八条まで、第二十条、  
第三十条の二、第三章第二節」に、「第二百二十五  
条第二号及び第四号から第六号まで」を「第二百  
十五条第二号、第四号及び第五号」に改め、同  
項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書に  
規定するものを除く外 同項」を「前項の規定に  
よる土地取用法」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及  
び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並  
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する特  
別協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別  
措置法の一部改正)

第二十二条 日本国とアメリカ合衆国との間の相  
互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並  
びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する特  
別協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別  
措置法の一部改正に伴う経過措置

第二十三条 この法律の施行前に日本国とアメリ  
カ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六  
条の二第一項の規定による通知と、第三十六条

六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆國軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四条第一項の規定により使用認定申請書又は収用認定申請書が提出されたときは、前条の規定による改正後の同法及び新法の規定にかかわらず、なお正前の例による。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十四条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の一部を次のよう改定する。  
第七十九条後段を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により施行地区内の土地を使用する場合においては、土地収用法第二十八条の三及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「土地区画整理法第七十六条第一項」とする。

(土地区画整理法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五条 この法律の施行前に前条の規定による改定前の土地区画整理法第七十九条後段の規定により土地収用法第二十条の規定による事業計画の認定とみなされる事業計画の認可又は決定があつたときは、前条の規定による改定後の土地区画整理法及び新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第二十六条 核原料物質開発促進臨時措置法（昭和三十一年法律第九十三号）の一部を次のよう改定する。

第二十七条後段を次のように改める。

この場合において、同法第六条第一項中の「第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示の日から二十年以内」とあるのは「収用の時期から十五年以内」と、「事業の認定の告示の日から十年」とあるのは「収用の時期から五年」と、「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と「事業の認定の告示の日から二十年の」とある

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)

六条第一項とあるのは「核原料物質開発促進臨時措置法第十八条第二項」と、同条第三項中「権利取得裁決において定められた権利取得の時期」とあるのは「収用の時期」と読み替えるものとする。

第二十七条 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のよう改正する。

第十四条の四第一項中「施行すべき土地の区域内の土地」の下に「で、第十七条第一項の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により収用の手続が保留されているもの」を加える。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用については、土地収用法第十八条の三(同法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第十四条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により工業団地造成事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第十四条の規定は、前条の規定による首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正に伴う経過措置について準用する。

(住宅地区改良法の一部改正)

第二十九条 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の二項を加える。

2 前項に規定する収用又は使用については、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「住宅地区改良法第九条第一項」とする。

3 前項の規定は、改良地区外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

(公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正)

第三十条 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律(昭和三十六年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「第十九条」の下に「から第二十二条まで(同条第三号を除く。)」を加え、同項の次に次の二項を加える。

3 第一項に規定する収用又は使用についてては、土地収用法第二十八条の三(同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百四十二条の規定は適用せず、同法第八十九条第三項中「第二十八条の三第一項」とあるのは、「公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律第十三条第一項」とする。

4 前二項の規定は、前条の規定により市街地改造事業を施行すべき土地の区域外の土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用する場合には、適用しない。

第二十一条の次に次の二条を加える。

(譲受け希望の申出と補償金の支払請求との調整)

第二十一条の二 土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求に係る

2 土地又は借地権については、譲受け希望の申出をすることができない。

2 譲受け希望の申出に係る土地又は借地権については、土地収用法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求をすることができない。

第二十二条第一項中「前条」を「第二十一条」に改める。

第二十七条に次の二項を加える。

2 前項の規定により建築施設の部分の価額の概算額を定める場合における同項の近傍類似の土地の価額は、都市計画事業の決定の告示の時の価額とする。ただし、都市計画法第二十一条の規定により収用の手続が保留されたときは、土地収用法第三十四条の三の規定による手続開始の告示の時（手続開始の告示前に管理処分計画を定めるときは、当該管理処分計画を定める時）の価額とする。

第三十五条第一項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決（建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決。以下次項において同じ。）」に改め、同条第二項中「収用による損失の補償の裁決」を「明渡裁決」に、「収用の時期」を「明渡裁決において定められた明渡しの期限（建築物の対償について譲受け希望の申出をした者以外の者にあつては、権利取得裁決において定められた権利取得の時期）」に定める。

第四十一条第五項中「次条」を「第四十二条」に改める。

第四十六条に次の二項を加える。

2 第二十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六十四条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「第四十六条」を「第四十六条第一項」に改める。

（公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 第十四条の規定は、前条の規定によ





未処理場の維持管理を除き公共下水道に関する事項の所管大臣を建設大臣とするとともに、終末処理場の維持管理の適正を期するため、厚生大臣の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 下水道整備緊急措置法案

#### 下水道整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、都市環境の改善を図り、もつて都市の健全な発達と公衆衛生の向上とに寄与し、あわせて公用用水域の水質の保全に資することを目的とする。

第二条 この法律において「下水道」とは、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水路をいう。

2 この法律において「下水道整備事業」とは、下水道の設置又は改築に関する事業で、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。(下水道整備五箇年計画)

第三条 建設大臣は、昭和四十一年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という)の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

2 下水道整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 五箇年間に行なうべき事業の実施の目標

3 建設大臣は、第一項の規定により下水道整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官に協議するとともに、下水道の整備と屎尿の処理との総合的な効果を確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法(昭和四十二年法律第一号)

第三条第一項に規定する屎尿処理五箇年計画との相互調整を図らなければならぬ。

4 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、下水道整備五箇年計画を公表しなければならない。

5 第一項及び前二項の規定は、下水道整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

#### 下水道整備五箇年計画の実施

第四条 政府は、下水道整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画に即して、下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうよう努めなければならない。

#### 附 則

この法律は、下水道法の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第一号)の施行の日から施行する。

理由

生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第八十三号)に基づく下水道整備五箇年計画及び終末処理場整備五箇年計画の実施の成果にかんがみ、かつ、下水道行政の所管の変更に伴い、新たに昭和四十二年度を初年度とする終末処理場を含む下水道整備五箇年計画を策定するとともにその実施に必要な措置を講ずるものとするにあたり、下水道の緊急かつ計画的な整備をいつそう促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村国務大臣 ただいま議題となりました土地取用法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

近年の地価高騰の実情にかんがみ、政府は総合的な地価対策を逐次実施しつつありますが、そのためを確保するため、厚生大臣と協議し、清掃施設整備緊急措置法(昭和四十二年法律第一号)

すなわち、公共事業における用地費は、事業費のうち大きな割合を占め、しかも年々増加の一途をたどっておりますが、公共事業のために値上がりしたいたわゆる開発利益を含む土地価格で用地を買収することは、公共事業の施行が国民全体の負担において行なわれているものだけにきわめて不合理であり、何らかの改善措置が早急に講ぜられる必要があります。

現行の土地取用法は、取用する土地の損失補償について、取用の裁決のときの近傍類地の取引価格等を基準とすることとしておりますが、裁決時においては、事業が実施されることによる値上がりの期待をもって近傍地の地価は著しく騰貴しております。取用の時期がおくれればそれだけ値上がりを招き、いわゆるごて得の弊害を生じ、早期買収について協力を得ることが困難であります。

そこで、このような現行制度を改正して、開発利益の帰属の合理化をはかることが社会の要請にこたえる至当な措置であると考える次第であります。

すなわち、今回の改正案におきましては、取用する土地に関する補償額の算定の時期を原則として事業認定の告示のときとし、また、このような補償額算定の原則をとることに伴い、被取用者は取用裁決前においても起業者に対し、補償金の支払い請求を行なうことができることとし、その利益の保護をはかるための措置をとることにいたしました。

以上がこの法律案の提案の趣旨であります。以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、取用する土地に対する補償金の額は、事業認定の告示のときにおける近傍類地の取引価格等を考慮して算定した相当な價格に、権利取得裁決のときまでの物価の変動に応じる修正率を乗じた額とすることいたしました。

第二に、右の改正に対応して、土地所有者等が、改訂に伴い必要となつた事項について所要の改正を行なうとともに、経過規定及び関連法律の改正につきましては別に法律で定めることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました土地取用法の一部を改正する法律施行法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

政府は土地取用法の一部を改正する法律案を国会に提出したのであります。この改正法の施行期日及び必要な経過規定を定め、並びに関係法律の改正を行なう必要があります。

たしました。

第三に、大規模な事業等におきまして、全体の用地取得を初年度に完了することができない場合等を考慮いたしまして、起業者は、事業認定の申請にあたって、起業地の全部または一部について、取用手続を一時保留することができるることといたしました。起業者は、この保留した土地について、必要に応じ都道府県知事に対し、取用手続の開始の告示を申請するものとし、補償額の算定、補償金の支払い請求等につきましては手続開始の告示のときを事業認定の告示のときとみなすものといたしました。

第四に、取用の裁決を権利取得裁決も明け渡し裁決とに分離いたしました。

土地に関する対価補償を、物件移転料等の補償と切り離して、すみやかに権利取得の裁決をすることとし、起業者が、実際に土地を必要とするとき、または土地所有者等が希望するときに、あらためて移転料等の損失の補償、土地・物件の明け渡しの期限等を内容とする明け渡し裁決を行なうこととしたものであります。

なお、補償金の支払い請求の制度を設けたことに伴い、事業認定において起業地を確定することとし、そのため不要となる土地細目の公告の手続は廃止することといたしました。その他これらの改正に伴い必要となつた事項について所要の改正を行なうとともに、経過規定及び関連法律の改正につきましては別に法律で定めることといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。

次に、ただいま議題となりました土地取用法の一部を改正する法律施行法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

政府は土地取用法の一部を改正する法律案を国会に提出したのであります。この改正法の施行期日及び必要な経過規定を定め、並びに関係法律の改正を行なう必要があります。

ます、改正法は、公布の日から起算して八月を

こえない範囲内において政令で定める日から施行

することといたしました。

次に、改正法の施行の際すでに現行法による事業の認定を受けている事業については、土地細目の公告を終わったものは現行法の手続によることとし、その他のものは改正法による手続保留の事業の認定を受けたものとみなすことといたしました。なお、事業の認定を申請中のものも、手続保留の事業の認定をすることといたしました。

第三に、土地収用法を適用して収用または使用をする旨を定めた都市計画法等の各種事業法及び公共用地の取得に関する特別措置法、不動産登記法その他の関係法律について、必要な規定の整備を行ないました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

次に、下水道法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

最近における人口及び産業の急激な都市集中に伴う市街地の拡大及び都市環境の悪化に対処するためには立ちおくれているわが国の下水道の強力な整備をはかることが現下の急務であると考えられます。

下水道行政につきましては、従来、公共下水道の管渠と終末処理場の建設が建設省と厚生省の所管に分かれおりましたが、下水道事業の進展に伴い、これを一体化し、その強力な推進をはかる必要が生ずるに至っております。

このよろんな観点から、終末処理場の維持管理に関する事項以外はすべて建設省の所管に改めるごとに、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に関心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

以下この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、終末処理場の維持管理を除き、公共下水道に関する事項の所管大臣を建設大臣とすることいたしました。

第二に、建設大臣が公共下水道の事業計画の認可をしようとするときは、政令で定める場合を除き、あらかじめ保健衛生上の観点からする厚生大臣の意見を聞かなければならないものといたしました。

第三に、厚生大臣は、終末処理場の維持管理に關し、その適正が期せられるよう公共下水道管理者に對し、所要の勧告を行なうことができるよういたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境施設整備緊急措置法に基づき、昭和三十八年度を初年度とする下水道整備五カ年計画及び終末処理場整備五カ年計画を策定し、これによりその促進をはかってまいりましたのであります。

しかししながら、最近における人口及び産業の急激な都市への集中に伴う市街地の拡大及び都市環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

をもあわせて一体として、新たに昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を樹立することとするため、ここに下水道整備緊急措置法案を提出することとした次第であります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

この法律案では、新たに昭和四十二年度を初年度とする下水道整備五カ年計画を策定することとし、そのための手続として、建設大臣は、あらかじめ経済企画庁長官及び厚生大臣と所要の協議を行ない、昭和四十二年度以降の五カ年間の実施目標と事業量とを定めた計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないことといたしております。

なお、この下水道整備五カ年計画の円滑な実施を確保するため、政府は必要な措置を講ずるものとし、また地方公共団体も、この五カ年計画に即して下水道の緊急かつ計画的な整備を行なうようつとめなければならない旨を規定いたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決ください。お願い申し上げます。

下水道の整備につきましては、政府は、生活環境の悪化に対処するとともに、公共用水域の水質の保全に資するためには下水道投資の飛躍的拡大をはかり、下水道の緊急かつ計画的な整備をさらにお促進することが必要となつてまいりました。

また、本国会に別途提案いたしております下水道法の一部を改正する法律案において下水道行政の所管の合理化を行なうことをといたしてのこと

とし、なお、終末処理場の維持管理の適否が公衆衛生に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、終末処理場の維持管理に關心さらしあるための措置を講ずることといたしました。

ら御報告願いたいと思います。

○安芸説明員 地理院長でございます。

本日の毎日新聞に出でおりました記事の、米軍

の地図に協力しておったということでござります

が、これにつきましては、一九六〇年二月に外務大臣とダグラス・マッカーサー二世との協定によつて、日本的小麦の金を日本に保留しておつたわけですが、その内決済の一の項目

といたしまして、いろいろな項目がございました

て、その一項目といたしまして、日本国における

じめ経済企画庁長官及び厚生大臣と所要の協議を

ことをとします。これをよりまして、昭和三十五

年度から三十九年度に至る五カ年間にわたりまし

て、日本の地図をつくったわけでございます。こ

れは、私たち考えておりますのは、別に軍用とい

う目的ではないに、われわれもその地図を使いま

して、現在日本の五万分の地図の修正計画をやつ

ておりますので、そういうふうにはわれわれとし

ては考えていないということござります。

○岡本(陸)委員 そうしますと、提供されてお

るところの地図は、一般に提供されておる五万分の一の地図あるいは二万五千分の一の地図、あなた

のほうで発行しておられます。日本国内で広く頒布しておられる地図がございますが、それと全く同じものでございますか。それとも違った内容のものですか。

○安芸説明員 内容につきましては、国式等につきまして、地図を見ていただきますと、いろいろな記号で書いてございますが、記号とかそれから測量の仕様書等につきましては、アメリカ側と地理院のほうで協議いたしまして、大体、日本の式もかなり入っております。アメリカ式のものもあります。たとえば言いますと、鉄道等につきましては、日本の地図は旗ざおになつておりますが、向こうの地図は実線に点線が入つてゐるというふうな形でございまして、多少図式には変わりはございませんけれども、内容的にはほとんど変わつておません。ただ、ちょっと見た感じといたしましては、アメリカの地図はグリッドが入つてお

る。日本の地図はグリッドが入っていないといふ点が——グリッドと申しますと、網の目を入れてあるわけです。これは別に日本の五万分の地図には入れてございませんけれども、われわれとしてもこれは入れるべきではないかという議論もあるわけです。これはどうしてかと申しますと、距離をあらわすために、いろいろな利用目的のために距離を平面座標に直して書いてございますので、緯経度であらわすよりは、われわれが日常に使っているにはぐあいがいいということで、われわれもその点を入れるか入れないかということについて現在検討しておるわけでございまして、別にそれが軍用ということには結びつかないのではないか。外国の地図におきましても、市販されておるのはほとんどグリッドが入っておるわけでありますし、あと別にそれが市販の日本の五万分の地図とそう変わったところはないし、ただローマ字で字が入っておるわけありますけれども、ほかにはそういう差異の点はない、さように考えておるわけであります。

○岡本(謙)委員 内容の点ではあまり変わったことがないというお説でございますが、この新聞記事によりますと、地磁気の偏差度を記入されておる、それが非常にミサイルの攻撃に役に立つといふようなことが書かれておりますが、一般的地図にも地磁気の偏差度をやはり記入するのが地図の発行の普通のあり方ですか。

○安芸説明員 現在国土地理院で発行いたしております五万分の地図でも、地磁気の真北、磁石の方向といふものは書いてあります。これはニーザーのために、磁石で旅行する場合に磁石の方向と真北と違つておりますので、そのほうが地図を見るときに便利なよう現在の地図にも書いてござります。

○岡本(謙)委員 そういたしますと、日本の地図をただ記号とかあるいは文字をアメリカ式に翻訳した、いわば地図の翻訳、この程度のものであります、こういうふうなあなたの御説明ですか。

翻訳はいたしておりません。その辺はお互に話し合いまして、日本で使いやすいような記号に話し合ってきめておりますので、アメリカ式に全部翻訳したというわけではないと考えております。  
○岡本(謹)委員 そういたしますと、あなたのほうで武蔵院長の時代に、昭和三十四年の十一月に、AMTSのアーサー・T・ストックラントという米軍将校との間にかわされた覚え書き、プロジェクトP-160なるものがある。これは一般の課長にも知らされておりません。そうしてこの記事によりますと、当時地理課長であつて後に地図部長になつた人が、部長になつて二年間覚え書きのあることを知らなかつた、その覚え書きを知つてびっくりして、院長のところに、そんなひもつきの金なんか使うのはいやだと言ってどなり込みます。が、そういうふうにあなたのほうが公明正大で何らやましいものでない、そして一般に市販されておる地図と内容は同じであつて、ただ記号を行つたというようなことが記事として載つておりますが、そういうふうにあなたの方は公明正大でしたにとどまる、こういうことでございましら、そんな覚え書きを秘密にしておく必要もございませんし、そういうふうなことをあつさり職員や文字のあらわし方が米人にわかりやすいようにしたところ、こういうことでございました

せんが——との間で、MSA援助に基づいて共同防衛のために地図を作成するということを米軍と約束した、このMSA援助というのは、当時武器機援助を日本にするということでたいへん問題になつたものでございますが、講和条約が結ばれ、それから後に日米共同防衛体制がつくられる。それと一緒に地図もこの共同防衛のためということで、日本の地図はすっかり何もかも明らかにして満了され、こういうことになつてまいりますと、昔は御承知のように要塞地帯の地図といふものは公表されなかつた。また要塞地帯の上を飛行機で飛ぶと、いうことも許されなかつたし、同時にまたそこの写真をとることも許されなかつた。いわゆる軍事機密といふものはないでしよう。ないにいたしましても、しかしながら米軍がみずから努力でもつて日本のいろいろな地理を詳しく知らうとするのはやむを得ないかもしれません、日本がMSA援助で共同防衛体制をとつておるといって、洗いざらい日本の地形をすっかりアメリカ軍に知らす必要というものは必ずしもなかろう、こういうふうに思うのでござります。そしてまたあなた方は共同防衛のために必要なんだ、こういうことでございますが、共同防衛をいやらなければならぬときには地図を渡せばいいのであって、あらかじめ共同防衛の体制をつくるために地図を渡しておき、こういうふうなことは、これはいかさま向うの知りたいところを先に渡す、こういうことになると思うのでございますが、建設大臣いかがですか。あなたはけさこの毎日新聞の記事をごらんになつただろうと思うのであります、ごらんになつてないのですか。

党を代表して質問してくれ、こういうことなん  
で、私は社会党員として言うておるのではなし  
に、建設委員一同を代表していま御質問申し上げ  
ておる、こういうことなんです。そして理事会で  
もみんなあるまじきことだと非常に驚きにかられ  
ておるというものが現状でございますが、建設大臣  
いかにお考えになりますか。

れば共同防衛のために米軍に頼まれてつくったのだ、こういうことでありますから、これは明らかに軍事目的であるということははつきりしているわけです。それで六〇年の二月、先ほど院長が言われました日本の外務大臣とマッカーサー二世との間にかわされた地図を作成するための協約といいますか、覚え書きですか、どちらか知りませんが、その内容はどういうものですか。いまお持ちでございますか。ひとつそれをお示し願いたいと思うのです。

ておるようでございます。しかしこれを公開すべきものかどうかということは、もう少し私といたしましては調べてみなければ何とも言えません。一般の公文であれば——いま持つてはおります。けれどもこれを公開していくかどうかということは、もう少し調査をしていただきたいと思います。

町に売っている地図を翻訳しているようなものだ。アメリカ風に翻訳したようなものだ。それならアメリカで日本の地図を買ってそれを向こうで翻訳してもいいのです。だからそういうような程度のものなら、日本が今まで測量し調査した範囲のものをそのまま載せておるということなら、それはそれで別に問題ないと思うのです。しかしながら協約によってこういうこととこういうことをひとつやつてもらいたい、そういうふうな特別の調査を向こうから求められて、米軍の要求による調査項目というものがその中に加わっておつて、それを新たに昭和三十五年から五年がかりでつくったということになりますから——翻訳ならこれはもう一年もあれば十分できるはずです。すでに測量されたものをそのまま翻訳して渡す、こういうことなら一年間もあればできるわけです。それを五年がかりでつくって渡した。その渡すまでの間は、米軍はA.M.S局、米陸軍極東地図局といふものを日本に置いておって、その地図をもたらしたら、御用は済みましたとそれを引き揚げて

いた。あとはもう座間の機関が残っておるだけだ。だから五年がかりでもって米軍から委嘱を受けて地図を作成したということになりますと、相当地作業である、こういうふうに思うのであります。そのような作業をやるために協約が結ばれておる、こういうふうに私どもは解釈をせざるを得ない。だからいま院長の言われたように、あり合わせのものを翻訳して渡しただけでござります。公明正大でござりますということなら、その内容は即座に公開することも可能でございます。一体いまの六〇年二月に行なわれたところの協約と、もう一つこの新聞記事に書かれておる三十四年の十一月十七日、それより約半年前にかわされた覚え書きとは同一のものなのですか。それとも違つておるものなのですか。それは院長でないとおわかりにならぬと思いますが……。A M S というのはアーミィ・マップ・サービス何とかでしょう。そのアーサー・ストックランド中佐と地理院長との間にかわされた三十四年の十一月の覚え書き、それがいま院長が言われました六〇年二月、それの翌年の六〇年二月に外務大臣とマッカーサー二世との間にかわされた協約というものは内容はどうじものなんですか。それとも違つたものなんですか。

○安芸説明員 三十四年に結びましたのは、こゝは院長と向こうの A.M.S の隊長と結んだものでございまして、これは作業のやり方についてのものでございます。

○岡本(醫)委員 そうすると三十五年の二月のはどうですか。

○安芸説明員 それは包括的な話でございまして、地図だけの問題ではございません。

○岡本(醫)委員 いずれにいたしましてもまあ相当大きな作業をやらなければならぬ。大きな作業をやるについては金が要る、その金を M.S.A 援助金にたよつた、そのため地図を提供しなければならなかつた、こういうふうに理解していくのですか。

○安芸説明員 金がないからまたそれに便乗したという考え方ではございません。そういう依頼がありましたので、まあ地理院としてはそういう方針に従つてやろうということですただけございまして、金がないからそれをやつたといふわけではないのです。

○岡本(醫)委員 しかしながら、この新聞記事の論調なり報道の傾向は、一応日本としてはそれが受けの大作業をやるために金がなかつた、地理院による予算がつかなかつたから、地理院としても仕事がしたくてしかたがなかつたから、それにたよつたんだ、こういうふうな報道が行なわれていますね。あるいはこれは誤解かもしません。しかし、それにいたしましても、これは日本の今までになかつた、現在までなかつた、そして日本の測量を正確なものに完全にやり直すのだ、そういうふうな、まあ裸にしてすみからずみまでからだを占検する、いわば日本のからだの精密検査です。そういう精密検査をやるのに際して外国の金にならぬ、まあ額にしてすみからずみまでからだを占めの國土調査なのか外国のための國土調査なのかわからないと思うのです。そういうふうなうかつてのことになつてまいりますと、これでは日本のための國土調査なのか外國のための國土調査なのか

なことをどうして日本がやったのか。これは私どもは軍備というものを否定する立場です。しかしながら現実に世界というのは、いま資本主義国との間では現実に局地戦争ということが至るところで行なわれておる。日本だって局地戦争といふものがなきにしもある。ことにアメリカとの共同防衛ということをいま政府は言っておられます。が、しかししながらいつまでも日本がアメリカと共に防衛の立場にあるかどうかということは、五十年、百年後になればこれはわからぬと思うのです。日英軍事同盟をしておった日本が、やがてはシンガポールでもって英國軍と戦争をして、そしてまた豪州軍が日本に進駐してきてる。だから五十年、百年の歴史の中では、これはきのうの敵はきょうの友、きょうの友はまたあすの敵になるかも知れない。資本主義体制が続く限りは、いつそういうことが起るかわかりません。そういうふうな情勢の中ですみからず今まで精密に調査したものを作りそのまま外國に渡すというふうなことは、これは私は一つのスパイ行為だといわれててもしかたがない。公然とやっているからスパイ行為でないと言われるかもわかりません。しかしながら、スペイの仕事というものはまず敵を知るということなんですね。丸橋忠弥がさせるで姻の広さをはかり、石を投げて深さをはかったといふような話がありますが、ああいうふうな幼稚なスペイ行為から、たとえて言えば福島中佐ですかが、あれはやはり米軍のなにじやないかというふうな憶測すら伝えられておるのです。だからあらゆる堂々たるスペイ行為、あるいは世界一周飛行機として飛んできたリンドバーグ機というふうなものもあれはやはり米軍のなにじやないかというふうなことをやって諸外国の地形というものを縮密に知りたいということ、そういうふうなことを日本の国みずからが、国の機関がして渡しておるということになれば私は事は重大であると思うのです。まあU-2機の問題にいたしましても、あれだけ危険をおかし、そしてどんどん黒い飛行機が外國の領土の端のほうをかすめ飛んだり、超高空を

飛んで写真をとつて、からうじて敵のいろいろな情勢を探つておるといふうな世界情勢の中で日本が、ちょうど昭和三十五年といえば、U-2機の問題なんか盛んに国会なんかで論議されておった時代だと思うのです。また安保条約改定の問題で安保騒動の大騒ぎのときです。その安保で国会で大騒ぎをやつておる最中に、国土地理院では、日本をまる裸にして点検いたします、そしてあなたのほうへその点検の結果をそつくりお渡しします、こういう契約のもとに作業を始めておる。こういうことなんですね。これは一体どうしたことですか。これは国民感情として、そこまで日本の国はアメリカに心を許さなければならぬのか、そこまでのサービスをしなければならぬのか。素っ裸になつて、さあどうぞどうでもしてください、こういう姿ですよ。こういうふうなことを日本の国の機関がやつておる。それに対しても建設大臣は、いや、しかしその意図ははつきりせぬから、これからもう一べん調べてみます、別にいまのところ考え方というものもございませんというふうなことは、私は通用しないと思うのです。けさ理事会では、みんな口をそろえて、これは何でひどい、岡本さんひとつしっかりやつてくれ、こういうことだったのですよ。だからこれは大臣も、いま、まあ済んだことはしようがないといふような口吻もちらつと漏らされました、しかし済んだことはしようがないではこれは済まぬと思うのです。こんなふうなスハイ行為といふものを、みずから進んで日本の國の皮をはいで見せるといふうことの何で日本がやらなければならぬのか。私は建設大臣から、もつと骨の入つた、タコみたいなくちやぐにやなお答えでなくして、あうちよつときちつと筋の入つたお答えをいただきたいと思ひます。

けれども、いま院長が言いましたように、やはり平板でやる場合もあるし、立体的にやらなければならぬ場合もある。だんだん技術が進んでおるから、やはりこうすべきものじゃないか、ああすべくきのものじゃないかということでおる場合もあるわけでしょう。余裕もないが、時たまたま余剰農産物の金があるから、それではこの金を使ってそれというようなこととやらしておらしたかもしれない。しそのつくたものはいま店頭に出ておるものとあまり違わない。その上、最も違うところはグリッド、網の目だ。それはいま言つたとおり、技術的には地図は多少網の目を薄く入れていい。一キロメートルごとに入れるのですから距離がわかる。そういうものを入れれば金もかかるといふようなこととの分かれ目があらうと思うのです。したがいまして、あなたはそれを非常に軍事的、軍事的とこう持つていきたがるが……（岡本隆）委員「新聞に書いてある」と呼ぶ）いや、新聞がすべてほんとうだとは思わない。やはりそれから判断してやらなければならぬ。私は、これはいま新聞を見ただけですから、いづれ調べまして——あなたが言うようにスペイ行為に値する、そんなものじゃなかろうと私は思いますが、一応調べてみなければ、こう言っておるわけでござります。たゞほんとうに新聞をけさちょっと拝見して、これはどうことで、いまちょっと聞いただけでござりますから、感想だけ申し述べておきたいと思います。

○西村國務大臣 何か昔のような立ち入り検査の個所はないようです。それから地図がほしかったら、地図は店頭にあるのです。こちらでつくったものが店頭に出ておるのですから、ほしかつたらソ連でも買つたらいのです。あるのですよ。それは店頭に出ておるのでです。

○岡本(陸)委員 そうすると、その地図というものは、たまたま M.S.A の金があるから使わしてもらつたというだけで、米軍から何ら特別の注文はついておらない。それならその覚え書きとかなんとかいうものは公表できるはずじゃないですか。そうでしょう。その地図の作成に関しては何の機密もない。そういうことなら隠すこともない。公明正大なんだ。ソビエトや中国がほしかつたら買つたらいいじゃないか、こうおっしゃるのなら、その程度のものを作るのだったら、別に覚え書きとか協約とかいうものを伏せる必要はどこにもないじゃないですか。それならそれで国民の疑惑は晴れるのです。私は何もこれがそうだと断定しているのではないですよ。しかしこれが新聞に書いてあるとおりだつたらいいんだ。愚かなことをするのだ。だからそれを国民の前に、いやそうですございませんということをはっきりしてもらいたい。これなんですよ。私は、日本の国機関が国を売るようななはかなことはしてないだろうと思う。だからそういうものの一切を明らかにして、いや決してそうではございませんといふことをこの場で国民の前にはつきり示していただきたい。そのことはほうが、出してはならぬものを出されたということより何ぼうれしいかしれませんよ。出してはならぬものを出したんじやないか、そういう論法で追及しています。しかしながら、あなたのほうから、いやそんなものじゃないのです、そんなばかなことをしているものですか、公明正大で、協約はこのとおりです、だからもうそんなことは全然ないのですということを言つていただけばいいのです。この記事を見て、國民はみんなびっくりしていますよ。私もけさ起

しょう

○西村國務大臣 何か昔のような立ち入り検査の個所はないようです。それから地図がほしかったら、地図は店頭にあるのです。こちらでつくったものが店頭に出ておるのですから、ほしかつたらソ連でも買つたらいいのです。あるのですよ。それは店頭に出ておるのです。

きて、この記事を見てびっくりしたんだ。これは何としても委員会でこの問題をお尋ねして、この間の真相を明らかにしていただき、国民の疑惑を晴らしてもらいたい、こう私は思った。こういふうな記事が出ましたら、これは全く日本はアメリカのおめかけになつたんだな。しりの毛まで抜かれるということばがございますが、全くしりの毛まで抜かれるようなことになつてゐるのですよ。そういう愚かな日本にどうしてなつてしまつたんだ。情けなくてしょうがない。

何は安保体制下にあるとしても、やはり日本は日本として独立国です。独立国の日本が、自分達の国の地形の詳細を外国に無理に知らせる必要はないのです。それは知るのは御自由です。翻訳されなければ、日本の地図を買ってから翻訳されなければならないのです。しかしながら、やはり日本といえども、これはとにかく持つてはならぬにしてあるべき軍備を持っているのです。防衛体制というものを日本は持っているのです。いつ、どこの国から、どういう侵略を受けるかしれぬという想定の上に立って日本という國の防衛をやつておるときに、日本の地図は全く公明正大です。ノンズローステーで、どこへでもどんどんはうり出すのです。日本の地理というものは、一切がつき、ミサイル攻撃でも——これを見ますと、地磁気の偏差度を入れておるということは、ミサイル攻撃に非常に便利だというようなことが書いてある。あるいはそこからもそれぬ。私はもううとですからそんなことはわかりませんが、しかしそういう解説がついている。そういうことになつてしまりますと、全く日本の国がもう裸になつてまつたにのつているという形になつてゐる。ところが、それなら日本の世界の各地、至るところ——アメリカからそういう地図がきいていますか。あるいはソビエトや中国にもそういう地図があるのですか。やはり各國とも、自分の國の道路とか港湾とかいうものなど、部を詳細に外国に知らす必要はどこにもないのです。いいと思うのです。しかしながら、國土全

す。だから、そこまでの地図を、そんなに縦密なものを、他国から頼まれたからといって、その仕事を引き受けたるというふうなことの必要性は全然ないと思うのです。その点私は、いまもってこれはいいへんだということを考えて——現在でもまだ向こ島からいろいろな資料をもらっている、こっちからも渡している、向こうからずいぶんもらっているのほうが価値が高いので、これからもどんどん情報交換していくのだということを新聞では、これは記者が尋ねたときにお答えになつたことがこれに載っているんだと思うのですが、こういうふうな安芸さんのお気持、これはやはり從来からそういうことが行なわれているから、従来の路線に乗つていくんだというふうな芸さんの考え方、これはお役所におられる方でしらぬ理からぬところもあると思うのです。しかし、建設大臣としてはどうお思いになりますか。もうここからくされ縁をびしゃつと切つて、日本の地理院は独立国日本の國土地理院としてしつかりやつて、いく、そしてまた、米軍から御援助を願わぬでも、ちゃんと国で独立してやっていけるだけの予算をつける。國土地理院あまり冷やめしを食わせておんぼろ庁舎に住まわして、それから十分な調査費や研究費をやらぬから、こういうじましいことが起こつてくるのですよ。國ではんとうに必要なら、國の機關として独立してやっていけるだけの予算をつけて、こういうふうなおめかけ根性を起こさないよう、もうちょっとやつてもらわなければ困ると思うのです。

三十五年の昔のことのございますから、どういうふうになつてやつたのかわかりません。しかしま言つたとおり、地理院に十分な予算をつけて、あまりまよ子扱いせぬで——どちらかといいますと、やはり統計局とか地理院とか、外郭のところでは幹部があまり目を通さない機関もあるわけです。事実、その辺私は注意をしておるわけですが、まだ地理院までは私の考慮も行き届かなかつたわけでございまして、いるうちに私は相当参考にしていと、思つておる次第でございまして、いずれ私も詳しく調べてはみたい、こう思つておる次第でござります。

○岡本(陸)委員 もうこの程度で打ち切りますのは日本の地図ですよ。だから、その精細なりっぱな地図を持たなければ、日本の國の改造は開発といえば改造ですね、開発できないので、一番基礎になるものが相当 M.S.A 援助のおかげでできた模様でございますが、しかしながら、いきなおやはり、それをいろいろ調査しつつ訂正しそれを補完しつつある模様でございますが、やはり十分そういう面に目を向けていただくこと、それから、何ぼ何でもこの点はちょっとひどいと思しますから、あなたのはうも、それはいろいろ外交上の儀礼の問題もありますから、何もかも言わればすぐばあっとほり出すということでは外交上困るということをもしませんが、やはりこの席で困るということなら、秘密会にしてでも、われわれの心配を解いていただくようにお願い

たしまして、この問題についての質問を打ち切ります。

○森下委員長 それでは地理院長に対しての関連質問がござりますので、福岡委員の質問に答えられた中身なんですが、聞いておりますと、問題になつておる地図は、市販のものとは大同小異であつて、若干記号を変えた程度であつて、そんなに変わつてない、こういうような御説明があつたのですが、そのとおりにとつていいかどうか。

○安芸説明員 お答えいたします。

お話をございましたように、記号等につきましては多少変わつてゐるところがございます。それから一見したところ、グリッドが入つてゐるところとローマ字になつてゐるところ、あとの等高線のかき方とかグラフの表示のしかた、そういうものにつきましてはほとんど変わっておりません。だから内容的にはほとんど差異がない、かように考えてよからうと思います。

○福岡委員 それではその原本といふか、モデルというか、そういうものと、それから米軍に実際に提供しておるもの、この二つを資料としてこの委員会に出してもらえますか。

○安芸説明員 特定の個所についてはお見せできると思います。だいぶありますので、日本のやつと比べていただければわかると思ひます。

○福岡委員 ちょっとといまの説明では得心できぬのですね。見せられないところがある、市販のものと大同小異だと言うのなら、そのもとになつておる地図が、市販されておるようなものがあるはずですから、それとまゝ提供しておる地図と両方出していただきたい、われわれが、ほんとうに両方小異であるかどうか比較検討したいと思う。

○安芸説明員 ちょっとと誤解があつたようでござりますが、全部持つてまいりますと、たいへんでござりますので、ある場所を選んで重ねていただけばわかると思ひます。

○福岡委員 ある場所をモデルとして、それぞれのやつを一部分持ってきて、そらして比較検討す

ればいい、こういふことですか。

○安芸説明員 そうでございます。

○福岡委員 それでは資料として、それをまず私どもの手元に出していただきたい。

なお、それに基づいて、他の地域につきましても、こちらから注文する場合がある、それにも応じていただきたい。

○森下委員長 再び住宅融資保険法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。岡本

隆一君。

○岡本(陸)委員 この融資保険法の内容でござりますが、この融資保険の利用状況を見てみますと、昭和三十年から四十二年の十二年間に契約成立件数が一万十八件、こういふことです。そうすると、住宅融資というのは何千万と行なわれているはずであろうと思うのでございますが、それに対して一万より融資保険が契約され、おらなりといふことになってまいりますと、各金融機関は住宅建設に対して金を貸します。しかし、そのうち、これがだいじょうぶだ、担保も十分あるし、どうだといふことは保険に勧誘しない。こいつはひょっとしたらひょっととする、こういふのばかり融資保険に入る、こういふように思えるのでござりますが、事実そのとおりでございますか。

○三橋政府委員 ただいま御質問のございましたように、保険関係の成立いたしましたのは四十二年一月末までに一万八件、そのとおりでござります。そこで、この利用状況が少ないじゃないか、それは結局あぶないやつだけこれに持つてきましたのじやないかといふような御趣旨であると思いますけれども、私は実は必ずしもそうは思っておりません。と申しますのは、四十二年の一月末までの事故発生の累計でござりますが、これを申し上げますと千五十八件でござります。同時に、この融資の保険をいたしました際に、金融公庫と融資いたしました金融機関との間に保険約款を結びます。この保険約款におきましては、担保あるい

は保証を必ずとるということを明記してございま

す。したがいまして、その担保あるいは保証によってその点の危うさと申しますか、そういう点は一応担保されておるわけでございまして、したがいまして非常にあぶないやつだけをここへ持ってきたということにもなっておりませんし、また何か事故が起きました際には、まず貸しました金融機関が第一次的にそれを回収する義務を持つております。それを回収する義務を果たしました後に、なおかつ回収し得る場合にのみこの保険契約が働くという事になりますので、しがいまして、ただいまお尋ねの点は私はそういうふうには理解いたしておりません。

○岡本(陸)委員 そうすると、これは金融公庫がたとえば信用金庫を通じて融資するいわゆる公庫融資分にだけこの融資保険が入るのであって、金融機関が独自で公庫と関係なしに金の貸し借りをしておるというような住宅融資についてはこの保険は入らないのですか。

○三橋政府委員 お答え申し上げます。

○岡本(陸)委員 公庫融資の関係は入りません。金融機関が独自に貸した場合、その場合に金融機関と公庫とが保険契約を結んだものについてのみ働くということでござります。

○岡本(陸)委員 そうしますと、非常に件数が多い中で——多いに違ひないですよ、公庫の金なん

てなかなか借れんのだから。だからたくさん

住宅融資が巷間行なわれておる。その中から十年

に一万件、年平均千ですね。そうしますと、これ

はやはり選択的に金融機関としたら入ってくる。

保険契約を結び、こいつは担保も不十分だ、だか

らひとつ安全弁をつけておけ。こういうことで加

入してくるに違ひないと思うのです。局長がいま

言われるよう、いや必ずしもそうではない、こ

れはちょっと考え方甘いのじやないでしょうか。

○三橋政府委員 岡本先生の御意見はそのよ

うに、御意見でござりますけれども、実はそのよう

に利用されなかつたところに問題があるのでございま

す。そこでこれを利用し得る、つまり金融機関が

公庫と保険契約を結びまして、そして金融機関が積極的にうちを建てたい人あるいは土地を買いたい人に金を貸すような方法を切り開かなくちゃいけぬ。そのため今回この法案を提出いたしまし

て、金融機関の範囲を広げますとともに、保険の率でございますか、このてん補率を百分の八十から百分の九十に上げるとか、さらにこれは保険理論からはまた逆の理論になるかもしれませんけれども、従来の事故発生率から見まして保険料率を引き下げまして、そして今度借りやすいようにす

る、そういうことによってこれを伸ばしていくのがいまして非常にあぶないやつだけをここへ持ってきたということにもなっておりませんし、また何か事故が起きました際には、まず貸しました金融機関が第一次的にそれを回収する義務を持つております。それを回収する義務を果たしました後には、なおかつ回収し得る場合にのみこの保

険契約が働くという事になりますので、しがいまして、ただいまお尋ねの点は私はそういうふうには理解いたしておりません。

○岡本(陸)委員 そうすると、これは金融公庫がたとえば信用金庫を通じて融資するいわゆる公庫融資分にだけこの融資保険が入るのであって、金融機関が独自で公庫と関係なしに金の貸し借りをしておるというような住宅融資についてはこの保

険は入らないのですか。

○岡本(陸)委員 いや、実は私もそうではないか。むしろ先生のおっしゃいましたのと逆の意味において、これを利用せんがためにこの法案を提出しておるという趣旨でござります。

○岡本(陸)委員 やはり運営がむずかしいのではないかと思つて、この保険と、この保険と、この資料を見て、いかがな運営がむずかしいのではないか運営がむずかしいではないかと思つて、この資料を見て、いかがな運営がむずかしいではないか運営がむずかしいではないかと思つて、この保険はもうかつているのですよ。

〔委員長退席、正示委員長代理着席〕

もうかつていて、あなたのはうもこれはもうちょっとと安くしよう、料率を下げよう、こういうことになってきたかと思うのです。ところが保険

料を計算しますと、現在一日百万分の三十、それを年率に換算しますと年一%なんですよ。今度それを百万分の二十六におろす。そうすると、計算

し直してみると〇・九五なんです。一%が〇・九五になる。つまり一%の利率が五%下がったとい

うことです。せめてこれが二割くらい下がると、だから〇・八くらいにでもなればだいぶかけやすくなる。いまは住宅融資というのは一応長期融資ですから、民間の金融機関で住宅建てると思いま

したら、どうしても年利率一割くらい払わんならぬのです。一割払っているところへさらにつける保険料一%，これはやはり借りる者が払わされま

すからね。そうすると一割一分くらいになつてく

るわけです。ここから〇・五%くらい減つたどこ

ろで、そんな保険料払うのはかなわぬということになつてくるにきまつてゐるのですよ、倒せやせぬのだから。今まで、これはかけてもらわぬと困る、これはあぶないといふやうなものだけ契約しておつた。しかし事故率はこれだけだ。それなら、現在ほかにあるところの無数の融資が全部保険に入つてくれば、事故率はもつともつと少なくなる。半分くらいになる。ほとんど事務費だけでいいくらいになりますよ。だからそこまで思い切つて広げて、そのことによつて安心して金かけられ、そういうことによつてこれを伸ばしていくきた。むしろ先生のおっしゃいましたのと逆の意味において、これを利用せんがためにこの法案を提出しておるという趣旨でござります。

○岡本(陸)委員 もうかつていて、あなたは弱い者ばかり生命保険に入られるのだから、これはやはり料率を上げなければならぬ。だから、ぼくらいま保険に入ろうと思ったら、ものすごい高い保険料を払わなければならぬ。あなただってそろそろそうです。けれども二十歳くらいのものだつたら保険料はうんと安い。だからこれをうんと広げるためには、うんと保険料を下げなければ意味ないです。そのことによって、いま局長言われるところの各金融機関が住宅融資を安心してどんどんやれるということになるわけですね。つまりこれは住宅融資奨励のための制度でしよう。そういうことなら、もつと保険料を安くせぬと意味ないじやないかということを私は言うのです。だから、現在のなにでもつて事故率がこの程度なら、もつと下げる努力をできなかつたのか、こういうことでござります。

○三橋政府委員 確かに岡本先生のおっしゃるよう、安ければ安いほどいいのはごもっともでございます。しかし一気に安くするのがいいかどうか。それにはやはりいろいろ問題がございませんか。そこにはやはりいろいろ問題がございませんか。そこで、私どもただいまの改正の案を出しておりますような料率まで引き下げまして、これまで模様を見てまいるというふうに考えておりまます。ちなみに現在どのくらいの貸し付け利率で貸されておるかといふことを見ますと、都市銀行、地方銀行、相互銀行といろいろござりますけれども、日歩二銭七厘というのが最も多うございま

度になつております。そういうことで都市銀行、地方銀行、相互銀行を通じますと、大体二錢八厘から二錢六厘、それから信用金庫等において大体二錢八厘程度というような貸し付け利率になつておりますので、そちらともまたにらみ合わせながらこの保険料率等についても今後の実績を見まして、またさらにお説のような方向に持っていくのが理想だと思ひますので、そのように努力いたしたいと思いますが、現在のところはあまり激変をいたしますとやはり後々またおしかりを受けるといけませんので、これによつてまず進めてしまいりたいというふうに考えております。

○岡本(謹)委員 原案として出でているのですから、いまからこれをあなたのほうで直すのは……。

どうも役所のほうは原案を出したらどうしてものまま通してくれ、こういうことでござります。

しかし、実際考へてみたら五%くらいではあまり下がりばえせぬと思うのですよ。だから、これはもう一べん検討していただきまして来年からでも

ほつんと思い切つて半分くらいに下げる。それでやれるのかやれぬのか、こういう研究をぜひひとつやつていただきいてこの保険制度がもっと広く普及していくようにしていただきたい、こういうふうに思つてます。

それからその次に、この制度ですね。今までの在来の市中銀行やその他の金融機関の範囲をもつと広げたい、そして多くの金融機関をこの制度の中に入れたい、こういうことでございましたが、これは農林中金の場合、農林中金から入れてくれ、こういつてきましたですか。それとも金融公庫から農林中金の意を無視して入れたい、こういうふうにきたんですか、どちらですか。

○三橋政府委員 これにつきましては、まず結論から申し上げますと、私どものほうの考え方とい

たしましては、御存じのとおり四十二年度の予算におきましても住宅金融公庫におきましても農山漁村の住宅の融資といふものを四十一年度には一万戸の戸数でございましたのを一万三千戸にふやしております。なお、そのほかに改修融資といふよ

うなものも積極的にやつてしまいりたい。いわゆる農山漁村の住宅といふものに相当のウエートを置きまして進めてまいりたいという意図がございました。そういう意味からいたしましても、この提案いたしてありますような農林漁業関係の組合等に対しましてこれを取り扱い金融機関といたしました。そういう意図がございました。と同時に、農林省当局におきましてもやはり農業改善その他の関係におきましてこれを伸ばしたいという意図がございました。そこで両方の意見が一致しましたので、このような案を提出したということをございます。

○岡本(謹)委員 そういたしますと、農協もこの

制度の中に入りたいという意向を持つておられ

る、こういうことでござりますね。ところが一昨

日私は、農協とさうよりも農林中金については多

少疑義を持っておりましたので、中金から來ていた

だきたい、こうお願ひました。ところがきょうは水

戸の支店の開所式があるから理事は全部出払うか

ら行けないというようなことで御協力願えなかつ

た。私は、はあ農林中金はそんなものは要らぬ

のだ、入れいらぬのだ、そんなもので委員会に

引っぱり出されいい迷惑だ、国会でのころ農

林中金をいろいろな問題で追及されておるが、決

算で追及されたからそれでけつこうだ、建設まで

そんなものかなわぬ、だからそんなものい迷惑

ないのが、一体どんな開所式をやられたのか、そ

ういうことを私はお尋ねしたいと思います。

○片柳参考人 まず深く陳謝を申し上げます

が、いろいろ連絡が悪うございまして、私がお呼

びを受け取りながら欠席をいたしましたことを心

からお詫び申し上げます。実は担当理事をがわり

が、その辺の事前の御連絡がなかったといったこと

ではないかと思ひます。ひらに御容赦をいただき

ただかなくともいいと言つておったのに二人も来

か、こうしたら来てもらひえなくていいじゃない

か、こう思ひましたら、中金から理事さんが二人

も來ていただいた。私は恐縮したのです。来てい

ただかなくともいいと言つておったのに二人も来

か、こう思ひましたら、中金から理事さんが二人

も來ていただいた。私は恐縮したのです。来てい

ただかなくとも

○岡本(陸)委員 村の生活環境の改善には、私どもも、いろいろ御批判はござりますけれども、これこそ先ほど稻富委員からも御質問がありました本來の所屬団体に対する融資でございますので、今後できるだけ重点を置きまして推進をしてまいりたいということです。ぜひひとつお入れをいただきたいと思います。

見ておられますと、四十一年度の実績でも百七十四件で、そして貸し付け金額は平均四十一万円。それからまた他の機関を通しているところの件数にいたしましても、二百三十件で二百九十三万円平均だ、こういうことになっております。ところが、商工中金を見ますと、商工中金の場合には十九件で平均は千百四十二万というふうに、一件当たりが非常に大きな金額になっております。だから、農林中金は商工中金と比べると四十一年度の段階では非常に一件当たりの金額が少ない。しかし、いま理事長のおっしゃつたお答えによりますと、これからは厚生連の施設とか水産事業等の施設について、いろいろなそういう個人のものでなしに、公共的な施設に対して金を貸していくんだということになつてまいりますと、商工中金のいまの融資形態となんだん似たものになつてくる。件数もふえるでしょうが、しかしながらだんだん一件当たりの金額が大きなものになつてくる、こういうふうに予想されます。ところが、そのこと自体には、私決して反対するものではございません。しかあるべきだと思う。しかし、從来の農林中金の融資というものがしばしば問題になつておる。それがきわめてすさんであつた。そのことは、この前の共和製糖問題あるいはきのうやつてている、こういうふうに見られるようになつてきたといふところに私は問題があると思う。しかもこの融資制度といつもののが、あぶないものだけ持つていき違者なものは持つていかない、つま

り病人ばかり保険に入れるようなものです。この保険は、現在の制度は、病人を扱う保険のようないくつかの制度なんです。病人相手の制度、病人相手の生々の保険です。病人の中でも、もう二つはガン病院を持っているか、結核の三期かわからぬというふたつのものを扱つたらこれはえらいことになります。農林中金のいままでのようなことだったら、ぼくらの感じはこれはもう放火犯人——何べんも火をつけやつたものに、家に火災保険かけてやるよもんだ、こういうふうな感じがするのですね。たそう言われても、現在の農林中金だったら私はしようがないと思うのです。だから、そこで私は、農林中金としてはこの際国民の疑惑を十分に晴らすだけ姿勢を正していただきなければならぬということになつてくると思うのです。

そこで、きょうは少し、片柳さん就任されてもう少し私もこんなやなことを言うのはきらいで——本人はまるいのですがね。けど、役目で、これはやはりむを得ぬですから、その点だけはやはり私はこの機会に明らかにかしておいてからなければ、加入していくだくということをそのままのみにできない。これが法案審査に当たる手のやむを得ない立場であるということをまず御理解願つておきたいと思います。

そこで、理事長にお尋ねいたいと思うのですが、前の楠見さん、この方はおやめになりましたが、どういうことに対して責任をとつておやめになったのか、中金側ではそれをどう理解しておりますか、それを伺いたい。

○片柳参考人 前理事長の楠見君は、共和問題をございますが、前の楠見さん、この方はおやめになりましたが、どういうことに対して責任をとつておやめになったのか、中金側ではそれをどう理解しておりますか、それを伺いたい。

つきましていろいろ世間もお騒がせをいたし、自分としてもやはり責任を感じるということで辞職を出されましたので、受理されたわけであります。

○岡本(謹)委員 そこで、共和製糖問題でござりますが、いま中金ではそれをどのように理解しておられますか。過剰融資であるか、あるいは不必要な融資であるか、あるいはその両方が重なつていてるのか、その点どのように理解しておられますか。

〇片桐参考人 実はなかなか正確な御答弁がむずかしい問題でございますが、私も就任いたしましたので、きのうも参議院の予算委員会でも申し上げましたが、既往の融資の分につきましては、実は全面的ないま再調査をいたしております。現在得ました状況では、もちろん大部分は健全な融資でござりますけれども、やはり経済情勢の客観的な変化なりあるいは企業の当初の見込みが実績と違つておるというのも若干出ておりますので、そういう点につきましては、これが債権の管理につきましては、実は最善の努力をしているわけであります。今回のものがいわゆる過剰融資が不当融資か、過剰融資という観念が、私もなかなかいろいろな見方があるうかと思うのであります。結果といましましては、検察官の結論によつて私どもは判断をせざるを得ないということでありまして、結果においては、例の担保になりました山林の面積その他につきまして、相当の誇称がございました。それをそのままのみにしたということについては、善良なる管理者の注意が欠けたという感じはいたしておりますけれども、しかしそれは、融資をする際に善意であった。しかし結果としては、あとで調べてみると、二十四万坪の面積は十萬坪強であったということがはつきりわかつたわけでござりますから、結果論としては過当融資というふうに見ざるを得ないと思うわけであります。が、當時の理事長としては、だまされただ、俗なことばでいえば、そういうことであります。が、その間に注意の足らなかつた点はあるうかと存じますが、やはりそれを信用して貸したという点においては、善意ではなかつたけれども、結果的には過剰融資になつたということに私はもは了解しております。

ござりますが、やはり共和製糖の融資の全貌といふものを見るときには、たとえていえば、アドウ糖工場に對して融資するということであるのに、それが製糖工場、普通の砂糖の工場にその金が使われた。それで、アドウ糖工場は建設されておらない。そんなものは、それから後に何べんも追い借り追い借りをしてくるんですから、前に貸した金でもってどこまで建設が進んでいるかということをあなたのほうから当然調査に行かなければなりません。調査を行つていながら、なおかつまた追いつて金を貸しておるというようなことからいえば、これは明らかに使い道を偽つて金を借りておる、それを承知で貸しておるというところに私は不当融資といわれてもやむを得ないということもありますし、また、担保価値の問題にいたしましても、これは積算していくばこんなものはすぐ評価できる。目に見えないものを評価するんじやないんです。その人の技術だとか、たとえばこの絵一枚何ぼやということなら、これはその手段は置きようがないと思う。評価はなかなか困難。骨とうの評価とか、そういうことになれば、なかなか評価は困難です。しかしながら、世に一世に」というとおかしな表現ですが、普通の不動産なら——普通として、一般に担保は不動産になつてゐるわけですから、そういうものなら、評価は少々違ひはあってもそんなにめちゃくちゃな違ひが起ころうはずがない。それが調査不十分のためにべらぼうな評価を、担保価値ありと評価されて融資されておったというところで、これは過剰融資であるといふううに、これは二重の間違いがあるの共和製糖事件の中には含まれておるわけでございます。私は、今度農林中金が入つていただく、そうすると、土地、建物を担保に金を貸してもらう、こういうことになるんですね。それを今度保険するということにこの制度はあるわけでござりますから、だから、片一方の、工場設備に対するところの融資については、私たちの問題にする対象外になります。しかし、この土地の評価については、これはわれわれも農林中金がいかなることを

やつたかということを十分ただしていかなければならぬと思うでございます。

そこで、林野庁の長官お見えになつておりますね。長官にお尋ねいたしますが、高槻の丸尾山の評価は、昭和三十八年の十月二日の時点で三千五百万というふうに評価した、そうして交換をしました、こういうことがいわれておりますが、いまもその評価が正しかつたと林野庁では確信をしておられますかどうですか。

○若林政府委員 国有林野の管理処分にあたりましての評価の方法でございますが、従来は、固定資産税課税標準価格、相続税課税標準価格及び近傍類似地の売買実例価格、この三つから基準価格といふものをまず出します。同時に、民間精通定をいたしてまいっております。いまお話を高槻の国有林野の評価の問題でございますが、基準価格につきましては、これは反当たりでございませんが、四万五千四百九十一円でございます。それから鑑定評価額でございますが、これは当時日本不動産研究所大阪支所、住友銀行高槻支店、それから高槻森林組合、この三者に鑑定を依頼いたしておりますが、この鑑定評価額の平均が反当七万円でございます。当時大阪営林局といつしましては、基準価格と鑑定評価額がだいぶ開いておりますので、困損を來さないよう鑑定評価額をばり採用いたしまして、それによつて評価をいたしておるのでございます。その結果、約三千五百万円という評価額にのぼっております。その評価の時点は昭和三十八年の六月時点でござつて、当時の状況といつしましては、宅地見込み地としての条件を具備しておらないという鑑定結果になつております。

○岡本(應)委員 この交換の話ですが、これはどちらから出たのですか。共和製糖側から出たのですか、それとも、共和製糖は前の持ち主から買つたらしいのですが、とにかく農林省から、これはもう管理上不便だから交換したいというふうに交換先を見つけて出されたのか、それとも、

どつかから取つてくれば——これは農林開発か何かいう会社ですね、その農林開発のほうから、ひとつ交換してもらえないか、こういうのがある

ですか。

○若林政府委員 当時大阪営林局といつしましては、ただいま先生からお話しのように、都市周辺の小さい山を整理いたしまして、林業経営の改善をはかつてまいりたいという考え方でおつたのでござりますが、たまたま農林開発業のほうから、高槻の山をほしいというふうな話がございました。それで、そのかわり、受け財産といたしましては広島県のほうの山林を出したい。局のほうでいろいろ審査をいたしました結果、林業経営の面から見まして適当であるという判断のもとに交換をやつたわけであります。

○岡本(應)委員 そうすると、その高槻の丸尾山の交換については、たまたま農林省のほうでも、都市周辺だから手放したいと思っておつたが、農林開発からちらりとう渡り船にそういう話があつたから乗つたんだ、こういうことでござりますが、そうすると、そのなにから、かえてもらいたい。何のためにかえてもらいたいのかという申請書ですね、それが出ているはずです。どういう目的に使いたいからひとつかえてもらいたいというようになりますが、申請書が出ているはずでございますが、その申請書にはどういうふうになつておつたのでしょうか。

○若林政府委員 申請書の中で、用途でございまして、牧場にしたいというふうな申請が出ておりました。○岡本(應)委員 そうすると、牧場にしたいと言つて、いま牧場になつて使つておられるのですか。

○若林政府委員 そういたしますと、三十八年の暮れに三千五百万で交換した。それが坪当たり三百三十円。それが三年余りの間に、坪一万五千円になつた。ここに非常に大きな問題が出てきておるわけでございますが、これはこういう地価が急騰していくことを全農農林省のほうではお考えにならなかつたか。地図を見ても、あるいは航空写真をとつておるのを見ましても、もうそば

そういう用途に早く使ってもらおうようにやつてしまつた。それで、それではその当時の評価というものが問題になつてくると思うのですが、あなたのほうがそれを交換されましてから間なしに、関西電力がその一部を一町歩ほど買い取つているわけですね。それは関西電力は幾らで買い取つて、どういうふうに使つておるかということを御承知ですか。

○若林政府委員 昭和四十一年六月十六日に、関西電力が農林開発業会社から、面積にいたしまして一町四反四畝買ひ取りをいたしております。関西電力といたしましては、ちょうどこの高槻の元国有林の隣に変電所だと思いますが、ございまして、黒四から十七万五千ボルトの電気を引つぱつてまいつております。そこから各地区のほうへ分けまつて送電をする。その送電敷に使いたいということで、農林開発から買つたようでござります。

○岡本(應)委員 いまちょっと聞き漏らしたのですが、関西電力が買った日と、それからもう一つは価格、これはいまお答え願えなかつたと思うのですが……。

○若林政府委員 関西電力が買いました日には、昭和四十一年の六月十六日でございます。価格につきましては、坪当たり約一万五千円というふうに聞いております。

○岡本(應)委員 そういたしますと、三十八年の暮れに三千五百万で交換した。それが坪当たり三百三十円。それが三年余りの間に、坪一万五千円になつた。ここに非常に大きな問題が出てきておるわけでございますが、これはこういう地価が急騰していくことを全農農林省のほうではお考えにならなかつたか。地図を見ても、あるいは航空写真をとつておるのを見ましても、もうそば

に千里山の団地が見えてゐるのです。新聞に載つております写真を見ますと、ここがいわゆる丸尾山の問題の地点だといつて点線が引いてある。その点線をはみ出して、ちょっと離れたところに赤城大臣でございます。それから長官は田中前長官でございます。それから大阪営林局長は豊局長。田中前長官はただいま林業信用基金の理事長をやつております。豊局長はただいま定職はないだと思ひます。その時点におきましての大臣は赤城大臣でございます。それから長官は田中前長官でございます。それから大阪営林局長は豊局長でございます。

○岡本(應)委員 豊さんが今度総選挙に出られたということを聞いておるので。そうすると、そのときに三百三十円というのは、それから後宅地開発で地価がこのごろ急騰していますから、値段が上がつたであります。それでも、四十一年に一万五千円で売れるものなら、何ぼそういうところでもおそらくその時点で五千円以下であったはずはないと思うのです。ところがそれが三百三十円というふうな価格で交換が

行なわれて、そして去年の秋から農林中金の問題は非常な疑惑の対象になつて、不当払い下げをやつた張本人がもうおくめんもなしに総選挙に出でる、こういうふうなことは全く許すべからざることです。こんな許すべからざることを豊さんはやっておるのですが、それではそういう不始末をやらかしたことに対する責任体制というものが全然ないということです。赤城さんは平然として自民党の大幹部でいらっしゃいます。それで田中林野庁長官は林業信用基金、これは金庫番です。そうして豊さんという人は総選挙に出でる。これは無責任体制と言いますが、まことに無責任そのものですが、これは林野庁としてもあくまでも三千五百万というのを主張されるのか、あるいは、いや、ちょっとあれはひどかった、あれに対しても何らかやはり林野庁としても責任がある、こういうふうに思われますか。その辺農林省としての見解を、私はきょうは農林大臣にできるなら出ていただきたいと思つたのですが、まあ農林大臣もなにだから、こんなことについてはもう農林省としての意向といらものはきまつていてるだろうと私は思いますから、きょうは農林省としてはあの事件については遺憾だと思ってるのか。あるいは、いや、あれは寸毫も間違いないのだ、おれのほうは何らそんな間違いをおかしてないのだという自信がおありですか。その辺農林省としての御意向を承りたい。

○岡本(謙)委員　今後は疑惑を持たれないようになります。少くとも疑惑を持たれるということのないよう、万全な処置をとつてまいりたいと思っております。

○若林政府委員　関西電力のお話が出たわけでござりまするが、関西電力の買い入れ価格、これは御承知のように特殊な用途であるということと、そういう用途に使われますると、その近傍の土地というのもそういう面から制約を相当受けます。そこでございまして、それと需給事情というふうな問題もあるかと思いますが、そういうことで関西電力が買い入れました価格というものは、これは標準にはならぬだらうというふうに私は考えておるのでございます。

御参考までに申し上げて御理解をいただきたいのでございますが、同じ場所で、これは高槻市の労働者生活協同組合が——これは部落有林でございますが、ちょうど高槻の国有林の隣の用地でございます。しかもこの部落有林は自動車道路がまん中を走っておりまして、非常に便利のいいところでござりますが、そこを交換をいたしました。二年後の昭和四十年七月二十八日でございますが、この部落有林を買いまして、宅地造成をやつております。このときに買い入れました土地価格が坪当たり千九百四十七円ということに相なっておりますが、御承知のように、土地の中でも林地というものは開発ということによりまして潜在価格が非常に顯在化いたしまして、価格はどんどん上がっていくという傾向にあるわけでござりますが、こういった便利のいいところ、それから二年経過しているというふうなことから勘案いたしましても、さらにまた当時の評価基準に基づきまして、基準価格のほうを採用しないで、むしろ第三者的鑑定価格をじかに採用したというふうなことで、私どもいたしましては、第三者の鑑定価格というものをやはり信用いたしたいというふうに

考えておりますし、適正であったというふうにい  
まも考えております。  
○岡本(謹)委員 そうすると、あなたのほうは三  
千五百万円というのは適正であった。ところが、  
農林中金はそれに対して坪数の本増しがあったと  
しても三十何億という融資をしておる。これは明  
らかに農林中金の不当融資である。担保価値も全  
然ないものに対する金を貸しておる。これは過剰  
どころではない、不当融資である、こういうふう  
に農林省ではお考えになつておりますか。  
○今村説明員 山林の担保の評価をいたします場  
合には、国有林の交換の場合におきます観点と、  
金融機関がこれを担保に徵します場合の観点と  
は、はつきり異なるところがあるのではないかと  
いうふうに見られるわけでございます。したがい  
まして、林野庁の評価と金融機関の評価とは必ず  
しも一致すべきものではないと思ひますけれども、  
農林中金としてこれを担保に徵しましたの  
は、ほかにもいろいろ担保を徵しておりますし、  
しかも貸し付けた金に対して共通担保ということ  
で徵取をいたしたわけでござります。したがいま  
して、この前、昨年の十一月に報告申し上げまし  
た報告書にも記載をしてござりますけれども、共  
通担保ということもあり、農林中金としては、正  
式の評価をその段階にはしていない。しかば一  
体、幾らくらいだという問題が当然問題になります  
するので、私のほうとしまして政府調査をした  
際、いろいろ中金に聴取をしましたときの中金の  
一応の考え方として、計算として出してまいりま  
せんと思いますが、一応の価格としては十億ない  
し十五億円と見られておるということでございま  
す。その後農林中金としましては、いろいろ評価  
につきまして調査をされておる段階と承つておりますので、現在までのところ、びっしやり評価が  
幾らだということにはなつていません。

院での大臣の調査報告、それを補足説明するため  
に大和田農林経済局長が説明をしておられる。そ  
の中に、いまだなたのおっしゃったとおりのこと  
が書いてございます。そこで、これは農林省から  
正式の見解として参議院の決算委員会にされた報  
告なんですね。そして農林中金はこういうふう  
に評価を終えておるということになりますが、そ  
のことは農林省もそう思う——少なくも農林大臣  
として、農林中金からの融資に担保物件として、添  
え担保その他の関係もあって、一応十億ないし十  
五億と評価されておる、こういう報告があつたと  
いうことは、一応それも農林省の見解である、こ  
ういうふうに理解せざるを得ないのでございます  
が、いや、農林省はそんなこと思つております  
ん、林野庁の三千五百万が三十八年段階では正當  
な評価でござります。だからそれからしますと、  
かりにそれが三倍になつたとしても、一億です。  
それが正當な評価だというふうに農林省としては  
考えておられるのか、この問題についての農林省  
としての見解です。一体どちらが正しいのです  
か。林野庁長官がいま言われる三千五百万とい  
う三十八年段階におけるところのなにと、三年後の  
評価の農林中金が——しかし金がないときに、一  
体いつですか、共和製糖にそういうふうななしをし  
たのは……。

評価額はおおむね十億円ないし十五億円程度と推定されるとしている。」こう記載してございます。したがいまして、私のほうとしては、一応この段階におきましては、そう報告をいたしたのであります。その後農林中金に十分調査をするよう話をされておるところでございまして、こここの十億ないし十五億が農林省のといいますか、私のほうの評価額というふうには理解をいたしておらないわけでございます。

○岡本(陸)委員 問題が大きくクローズアップしてから今日までで約十ヵ月に近いですね、去年の九月からの問題でございますから。自分の監督下の機関でもってこういう大問題が起こったときに、一番論議の焦点になつておるところの山林価格というものについて、いまだにはつきりした見解が持てないというふうなことはあり得ないことなんです。こんなことは想像できぬことなんですよ。農林中金が十億ないし十五億といつてある。添え担保だからこの程度と考えておる。このほかにもいろいろな工場とか機械とか、そういうようなもので土地、設備一切のものがあるから數十億の担保に入つておるが、しかしここについてはこれくらいと踏んでおるということを農林中金は言つておる。そしてその農林省からの照会に対してもそのように答えて、それがいま参議院の決算委員会におけるところの報告として出てまいつておる。あなたのほうもただでちの使いみたいでござる。あなたのはうもなにを出しておられる。だから一応こういう報告は参議院に出せないですよ。参議院の決算委員会であれだけ真剣に論議されて、ずいぶん激しく論議されたあとで十一月にこういうふうな締めくくりとしてあなたのほうはなにを出しておられるのですよ、報告書を出しておられる。だから一応こういう報告は農林省としても妥当だと思つておる、こういうふうにわれわれはどります。また参議院の決算委員会でもそうとうておると思ひます。いやあれは農林中金が言つておることで、農林省は知つたことじやございません。

○岡本(陸)委員 民間精通者の意見は尊重しない

ことが参議院決算委員会で通用しましたか。そうじゃないでしょ。農林中金が過当融資をやられました。しかしながら過当融資をやられたことは別として、農林中金だけの罪ではない。これは林野庁にも罪がある。こういうことをやつたことに対しても大きな責任がある。政府に責任がある。この責任をある程度明らかにしてもらわなければならぬ、こう思つておるのであります。ひとり農林中金だけいじめて林野庁は涼しい顔をしておる、こういうことは許されないと思うのです。だから林野庁は、この際自分のしたこと——林野庁といえどもこれは一つの人格なんです。法人格はないにしても國の機関なんですから、前の先輩のやつたことは私たちは全然知らぬのや、くるくるお役人がかわるたびにそんな無責任体制では困るのでありますよ。これはあと始末はきちつとあとの人間にやってもらわねば、はつきりこの疑惑が明らかにされるまで

評価をした、関電が一万五千円で買った、参議院の決算委員会での農林省の報告をきしつとそれはことは、この際自分のしたこと——林野庁といえども十億ないし十五億と評価をされておるということ、そういうことのほうが私は妥当性があると思ひます。だからいま長官の言われる御答弁をきめで切れが悪いのです。そういう間違いがあつたふうに思つておるというふうにきわめて歯切れが悪い。人がかわつても役所は役所です。だからそういう意味において、農林省として林野庁としてこの問題の黒白を明らかにし、同時にその責任体制を強弁されますか。

○若林政府委員 國有林野の交換、こういう問題につきまして、當時若干の行き過ぎと申しますが、そういうようなことがあったのじやなかろうかと

いうふうな反省はいたしております。したがいまして、今後交換というものは原則的にはやらなければなりません。しかし、ごく限られたものしかやらないといふふうにいきます。やつぱりいいか悪いかということはきっと明らかにして、それに対する責任というものを明確にして、それに対する責任というのも

事が済まされるほど権威のないものじやないと思ひます。やつぱりいいか悪いかということはきっと明らかにして、それに対する責任というのも悪いことしほうだいですよ。悪いことしてやめ、それで恩給もらうて、また別の林業基金ですかで相当の月給をとつておられる。少なくとも二十万程度の高給をとつておられる。そうして直接受そないうことをやつた大蔵の林業局長は、熊本から選舉に出ておる。何ですか。責任全然とつておつて、間違いやつた人が涼しい顔をして前よりいい条件で得々とけつこうに暮しておる。わざかな犯罪を犯した者が監獄に入つておるのに、それがつり合いかれぬじやないですか。過失は過失でいいですよ。それならそれに對する責任を

それじや農林中金の理事長にお尋ねいたしますが、三十八年現在で農林開発興業会社ですか、それがあなたのはうから融資を受けた。その担保物件として高槻の土地が提供された。それに対しても、その後ずっと累計で水増しながらも相当な金額を融資されましたが、しかし報告に出しておりませんのは、添え担保としてそれは出したのだ、参議院の決算委員会における報告のように、添え担保として金融したのであって、評価は、大体十億ないし十五億と思っておるということを正式に農林大臣がお答えになつておるわけです。その価額が正当なものと思っておられますか、どうですか。いまの林野庁長官のお答えですと、いやもうそのままの価格はそれでよかつたのだ、三千五百万円、それでよかつたのだ、だから、それ以外のものは、農林中金がかつてに水増して評価して貸しておるのだと、そんなものは林野庁の知つたことではない、こういうことです。ぼくら一体どちらをとつたらいいのです。そこをはつきりしたいのです。

面積の実測につきまして、専門家に委嘱いたしました結果が十一万四千八百六十二坪という結果が出おりまして、大体これに間違いないと思うのであります。要するに半分、倍以上の面積で水増しがあった。これは客観的な問題でござりますから、この辺に非常なうかがひさがあつたのであります。ですが、面積はそういうことでほぼ把握できておるわけであります。

なつてきますが、この問題については第三者でありますけれども、これはあまりにも大きな開きがある。そこで林野庁長官のほうが歩があるのか、あるいは農林本金の評価のほうに歩があるのか、あなたたはどう思われますか。あなたの直截な意見をひとつ言つてください。

○齋藤政府委員 せつかくの御質問でございまして、私も先ほどから質問と答弁の状況をつぶさに聞いておりまして、私個人としては、これはもう

が、そこでこれは、それだけおかしな交換をした  
のならもとへ戻せぬかということですよ。林野庁は  
はそんなんばかな払い下げして、まあそのもの価  
格で戻してもろうて、国に対し猛烈な、ものす  
ごい損害をかけたんです。とにかくそれだけ大き  
な価値のあるものをたたき売りしたんだから、も  
のすごく国に対して損失をかけた。そのことに対  
して林野庁は責任をとるべきである。その責任をと  
る一番の方法としては、それをもとへ戻して、

まり信用できないと、いうようなお話をございましたが、でくるだけ三義地所とか住友信託とかいうような専門機関に委嘱をいたしまして、現在調査をやっているわけであります。ある程度のめどはついておりますが、これはおしかりを受けるかとも思ひますば、実は私どもこれば貴重資料上の

はつきりした私の意見を持つておりますけれども、何ぶんこれだけのデリケートな問題でありますから、私ども第三者の立場でござりますので、私の意見を公式な立場でここで申し上げることはひとつ差し控えさせていただきたいと思ひます。

國民はこれだけ住宅難に困っているのですから國民に買わしたらしいんです。それが住宅公團に売りなさい。何ぼで買ってくれるか、適當に公團として買ってもらおるだけ買ってもらう。そういうふうなにをほくは当然國としてはやるべきであるが、それで、つづいてことさきはよむ、

のは、農林中金がかつてに水増しして評価して貸しておるのだ、そんなものは林野庁の知ったことではない、こういうことです。ぼくら一体どっちをとつたらいいのです。そこをはっきりしたいのです。

この點で、私はまだこれが信頼性有る一つの非常なぎめどころになっておりますので、私からどうも評価を幾らということをここではつきり申し上げますことはひとつごんべんをいただきたい。もう客観的には関西電力のものが一万五千元というようなこともござりますし、また御指

それで、いまの問題はもう預かりにしておきます。しかし林野庁のほうでも、これは相当反省をしておられると思います。だから、私もそういうふなんて。ひきょうだよ。まあ、しかし、しようとしないですよ。

るし、それがいいことなどできませんないと思  
います。また国民感情としたら、それだけの損害  
をかけられたら当然それくらいのことを——地  
きのところでありますから、ブルかけたらすぐに  
もできる。あそこへ新しくもう一つ大きい団地が  
できたら住宅問題がどれだけ緩和しますか、地価

○片桐参考人 農林中金が、本件の高橋の山林の評価につきまして、担保提供者の言い分をそのまままうのみにいたしたところに実は問題があつたわけでございまして、これは今後十分反省をしていただきたいと思っておりますが、提出の資料によりますと、面積が二十四万四千七百坪、評価額概算三十六億円、この辺をそのまま信用したところに実は問題があつたと思ひます。その後、山林に對

搞の現状でござりますので、もちろん今後の処分の時期を売り急ぎますと、また多少の問題はございますが、ある程度時期を待ちますれば相当の評価ができるのではないか。はつきり申しますれば、組織なり見方が違いますから、同一の比較はできないかとも思いますが、林野庁の交換当時の評価よりも相當高めに評価できることだけははつきり申します。

○若林政府委員 御質問の過誤という意味が、ちょっととわかりかねるのでござりますが……。  
○岡本(謙)委員 とにかくあなたのほうが三千五百万円と評価して交換された。しかしながら一応そこで次にお尋ねいたしたいことは、重大な交換について過誤があった、これだけはお認めにならるでしようね。

う都市周辺のものを、あなたは先ほどから都市周辺の管理困難だから手放したかったんだ——手放したかったらそんな重政というような土地ブローカーに交換してやらいでも、むしろ住宅公園になぜ提供しなかったかということです。だからそれが大きな過誤です。そういうふうなところへ、重政誠之というような土地ブローカーに出すから、

する評価等の問題がございましたが、面積及び評価につきましていろいろ今日まで調査をしておるわけで、あの当時は十億ないし十五億ということございましたが、多少幅のある評価額でござい

きり申し上げてよろしいかと思いますが、まだ全部の評価も済んでおりませんし、これはちょっとデリケートなことでござりますので、この点はお許しをいただきたいと思います。

この決算委員会の報告には十億ないし十五億の価値あるものと思うというふうな報告が出ておる。それからまた、あなたはいま、特殊の事情があるから高く売れたんだろうけれどもとおっしゃる

渡すから、こういうふざまなことになるのですよ。だからそれをはっきり公共の用にちゃんと役立ておればこういう問題は起らなかつたし、あなたにこの委員会へ出てきてもううてこんない

○岡本(陸委員) 政務次官 どうですか。建設大臣と言つておるのでですが、参議院からなかなかが放せないのじやないかと思いますが、いまのぼくと林野庁長官とのやりとりを聞いておられまして、あなたどう思われますか。そうして建設省としては、これは第三者ですね、いまの立場は、融資保険のことになつてくると、これは主管大臣と

が、関西電力は坪一萬五千円で買つておる。そういうふうなことから見たら、このなにはいかさま安く安かつた。売りものはちょっといいかさま安く売り過ぎた、こういうふうに思つておられるであらうと思ひます。

○若林政府委員　契約解除ができないかどうかと  
いうお話を聞こえますが、交換契約書におきまして  
契約解除ができます場合はこの交換契約に定め  
ました義務を履行しないときに契約を解除すると  
いうことでございまして、本件につきましては完  
やなことを言わいでも済んだ。だからそれをもと  
へ戻せぬかということです。

全にその義務を履行いたしておりますので、い

まの段階で契約を解除するというわけにはちょっとまいらぬと思います。

○岡本(陸)委員 あなたのほうへひとつ交換してもらいたいと言つてきた理由は牧場に使いたいといふことでしょう。牧場に使つてないのです。それなら、本来牧場に使いたいから交換してくれと言つておった、牧場に使つてないなら返しなさい、これは通用するじゃないですか。これはもう当然国民党はそう思いますよ。牧場に使わずにそのまま遊ばしておる。それでもって金を借りてある。自然もう国とすれば、その元來申請してきた目的に使つてないものを返してもらうのは当然じやないですか。

○若林政府委員 国有林野を売り払いますときにこれは用途指定をいたしまして売り払つておるのをございますが、従来の交換制度におきましては用途指定なりあるいは転売を禁止するといった特約条項というものをつけられないのです。そういう面で私ども反省をいたしました。いやしくも国民の財産をお預かりしておるわけでござりますので、もし今後交換ということをやる場合がありましても用途指定をつけるというふうなことやりたいというふうに考えております。

○岡本(陸)委員 つまり用途指定をしなかつたところにこの交換のみそがあったわけですね。そうでしょう。考えようによれば、それがわかつておるから交換のときこそういう条件をつけなかつた。だからなれ合いとかわれわれには思えない。そういうふうなことを営林局長や林野庁長官はしてきた。だからそれらの人に対して、これだけの交換をしてもう一ぺんもとに戻してもらえないのなら、これは損害賠償をあなたのほうから国としては要求すべきですよ、國の大重要な機関ですから。そういう間違った交換をやらかした人たち、赤城さんとそれから田中さん、豊さん、こういう三人に対しても御指摘をされてぱっとおれはその官職をやめたからもう知らぬ、そんなもの

じきないでしよう。やはり犯したあやまちといふものに対する償いといふのはしてもらわなければいけない。国民の側からいえばそんなに何十億

といふ、少なくとも十億以上の損害をかけられて、いや国民のものでござりますからそれは知りませ

んで済まぬのです。

だから当然それだけの措置をとるべきだと思うのです。それがとれないといふことなら、あなたは国民のものをそれほど粗末

にするのかということがありますか。

○若林政府委員 ただいまのお話のように国損を来たしておるじやないかという御指摘でございま

すが、私どもは再三申し上げてたいへん恐縮でござりますが、当時の評価基準というものに照

らしましてそのとおりの事務処理をやつておるわ

けでございまして、そういう面から適正である

といふふうな考え方を持つておるわけでございま

す。ただ、くどいようでござりますが、先ほど申し上げましたように、そういうふうな評価基準

ではいけないのじやないかというふうな問題につ

きましては、後年度から改善をいたしておるのでございまして、ひとつ御丁承賜わりたいと思いま

す。

○岡本(陸)委員 もうずいぶん時間がたちましたからこの程度でやめます。しかし、あなたはい

ま、そういうことをおっしゃるのに心の中に厚い

厚いマスクをかぶつた気持ちでおっしゃつてい

らっしゃるんだろうと私は思つております。それだけにあなたに酷だと思いますが、しかし何らかの善後措置といふものをおつしめてもう一ぺん

真剣に考えていただくことが必要であらうと思うのです。

同時に、経済局長お見えになつております

が、金融課長は来ていらっしゃいますが、先ほど

稻富委員の質問に対しても、農林中金は幹部がすつ

かりかわつた、だからこれからはしっかりやるだ

ります。いやこれはそのとおりでしよう。いまこ

れだけの問題のあと、問題解決のために乗り出し

てこられた片柳さんにつきましては、それはそれでございませんして、しかし民主化が強い責任を

わけございませんして、要請されることは当然でございます。また貴重な

多額の預金をお預かりしておるわけでございま

から、政府監督官庁の正当なる、一般の金融機関

に准じました正當なる監督は、十分これはお受け

をしていただきたいと思っておりますが、ただ、民主

化ということは、あくまで所属団体の意向なり、

監査を受けながら、健全な運営を期していきたい

ということでございます。したいまして総代会

を通じまして会員の意向を聞くことはもちろんで

ござりますが、民主化の線に沿いましてできまし

た中金内部の運営審議会というものをできるだけ

活用いたす、また監事の監査をひとつ十分生かし

ていろいろ運営をしてまいりたい。特に、御指摘

のようすに初めは非常に張り切つておりますが、

ややもしますると初心を忘れるというくらいがござりますので、率直に申し上げまして従来の中金

の運営のしかたもややトップヘビーというような

感じもございました。私が参りましたから内部

の機構を十分整備いたしまして、融資担当だけで

は融資は決定できない、審査部の機構を強化いた

しまして、高い次元からいろいろ調査をいたしま

して両者の意向が合致しなければ融資はいたさぬ

といふような内部機構の整備もいたしております

るし、また系統機関でござりますから、本米は系

統から役員等を迎えることも考慮をせなければな

らぬわけでござりますが、昨今の事態にかんがみ

まして、最近理事も一名増員いたしました。これ

は日銀の検査部長をやつておった方を理事に迎え

て、やはり新しい血も導入いたしまして、運営に

遺憾なきを期してまいりたい。また監事も從来二

名でござりますけれども、事業分量も増大をいた

しておりますし、また民主化の線が理事長と監

事は総代会で選任をいたすことになつておりま

して、総代はそれだけ非常に貴重な存在でございま

すので、総代の員数も今回一名増員いたしまし

て、これは所属団体から監事をお出しをいただき

たいということで、あくまで民主化がルーズに

なつていかぬことは、これはさらに責任を痛感をせなければならぬわけでございまして、そういうような人のあるいは内部機構の増強、あるいは総代会、審議会、監事機能の活用ということを十分配慮いたします。また、今回の検察官の結論も出たわけでございますので、私から全職員に対しまして一々親切をもちまして、農山漁村に奉仕をするという考え方を堅持して中金本来の使命に邁進をせよ、從来の共和糖その他で受けました御批判は十分反省をいたしまして、今後さようなことのないよう一生懸命やるというような措置もとつておるわけでございます。しかし、なお、在職が長くなりますと、ルーズになるきらいもございますので、今後おいろいろ御叱正をいただければ幸いと思いますが、できるだけやつてしまりたいと思います。

○森下委員長 北側義一君から関連質問が申し出

られております。これを許します。

○北側委員 岡本委員の質問、また理事長のお答え、いろいろお聞きしまして、ただ一、二点ちよと心にかかりますことがありますので、これをお伺いしたいと思うのです。

と申しますのは、昨日の参議院の予算委員会におきまして、公明党的黒柳議員が質問したその中に、モロゾフ酒造の問題がいろいろ取りざなされたわけです。それだけで、あと理事長のはうから詳しいお答えがなかった。きょうの新聞を見ますと、そこで私、気になりますのは、このモロゾフの問題だけが現在のように発表されて、新聞紙上にも大きく報道されましたが、私はそのほかに三、四点同じような問題があるということを少しお聞きしているわけなんです。この点はやはりこの際明らかにして、そして態度を明らかにして、國民の前に姿勢を正して、このたびの融資保険法の中へ入れば——これは先ほど聞いておりますと、農林とも関連しておりますし、当然入るべきであると私は思うのですが、そういう疑点があるのと同じように、私は思つて私の心にひつかかっている間は、少しこれは、そのまま、まともに認めるわけには私はいかない

と思うのです。その点につきまして理事長のほうからちょっとお答え願いたいと思うのです。

○片柳参考人 実は就任以来共和糖問題その他の問題で国会でも非常な御配慮、御審議をわざわざしておるわけでございます。したがいまして、就任以來、すでに融資をされております、相当の金額でござりますが、現在一々それを再調査をいたしておるわけであります。もちろん企業のことではござりますから、いろいろな内外の経済情勢の変化なりあるいはその他の理由から、当初の見込みなり計画と実績とがそごしておることが出ることはある程度やむを得ぬことでございまして、そういうこともござりますので、現在審査部に命じまして既融資をいたしておるものについて再調査をいたしておるわけであります。大部分のものはもちろん問題はございませんけれども、いま言つたような情勢の変化で若干のそこを来たしておるものは、これは他の金融機関でもおそらくあり得ると思うのでありますするが、そういう点をいませつかり調査中でございまして、まだ本日はつきりここで申し上げる段階ではございません。

ただ、きのうも黒柳先生に申し上げたわけでござりますが、私のほうは民間の金融機関でございまして、やはり一般の金融機関が、どこへ幾ら貸してある、どういう条件で貸してあるというこ

とをあまり——政府の資金が入っておりませんれば

当然お答えをしなければならぬわけであります

が、民間金融機関でございまして、政府資金を全

部投入されて、それをお貸しするわけではないの

であります。先ほど申し上げましたように民主化

されまして、出資金、預金全部、民間の農山漁村

の金をお預かりしておるわけでござります。した

がいまして営業といいますか、事業の機微に触れる問題を公にしますことは預金者にも不安を与えますし、また融資をされておる先方にもいろいろ

信用上の問題も起こつてくるわけでございまし

て、できるだけ私どもは御叱正を得まして事業運営の適正を期していきたいと思っておりますが、

その辺のわれわれの立場はひとつ御了察をいたただ

きたいと思うのであります。しかしせっかく調査をしておる最中でございまして、できるだけ御期待に沿うようにやつてしまいたいと思っておりま

す。

○北側委員 ただいまの理事長のお話だと、やは

り二、三私の判断でお聞きした点も事実あるよう

なおことばのよう聞こえるわけです。

これは政務次官にちよつとお尋ねしたいのです

が、昨日の本会議で農林大臣が発言された中に、農

林中金のことにつきまして再検討したい、このよ

うな御発言があつたわけなんです。これは議事録

を見ていただけわからりますが、新聞にも載つておりますが、いままで共和製糖問題、いろいろな

問題がありまして非常に不明朗な点がたくさん

あつたわけです。この点につきまして、先ほど岡本

さんのほうからいろいろ質問がありました。昨

日所管の農林大臣から再検討したいというよ

うなことばがあったこの際に、この問題をそのまま

おことばがあつたのを、この問題をそのまま

おられたときといまとは幾ぶんか違うものですね。そ

ういう点で政務次官のお考案をちよつとお聞きし

たいのです。

午後一時五十五分散会

会いたします。

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は

来る十二日金曜日午前十時より理事会、十時三

十分より委員会を開会することとし、これにて散

わげでござりますので、御了承をいただきたいと思ひます。

○北側委員 もう時間もあれですが、皆さんもお疲れのようですかからこれでやめますが、どうかひ

とつ今後同じような問題が起らぬようにお願い申しあげたいのです。ここでこれだけやらして、

いただいて、新しく理事長もかわられまして、

すつきした態度で——また二度と同じような間違がありますと、これは私たち委員といいたしましてもおかしなものになるだろうと思うのです。

その点特によろしくお願ひ申し上げます。

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、次会は

来る十二日金曜日午前十時より理事会、十時三

十分より委員会を開会することとし、これにて散

会いたします。